

令和7年6月橋本市議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月17日（火）

議事日程第4号

令和7年6月17日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番7	13番	田中和仁君	100
順番8	14番	南出昌彦君	110
順番9	10番	垣内憲一君	121
順番10	12番	小林弘君	133
順番11	16番	土井裕美子君	136
順番12	4番	梅本知江君	145
順番13	6番	高本勝次君	158

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	病院事業管理者	古川健一君
総合政策部長	井上稔章君	総務部長	中岡勝則君
経済推進部長	三浦康広君	健康福祉部長	犬伏秀樹君
農業委員会事務局長			
危機管理監	大岡久子君	建設部長	石井隆博君

会 計 管 理 者 兼 井 和 彦 君
教 育 部 長 岡 一 行 君
病 院 事 務 局 長 池之内 正 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長 岩 坪 恭 子 君
政 策 企 画 課 長 辻 本 真 吾 君

上 下 水 道 部 長 堤 健 君
消 防 長 永 井 智 之 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 笹 山 奨
議 事 調 査 係 長 中 井 ユ リ

議 会 事 務 局 次 長 森 本 和 也
書 記 諸 田 泰 己

(午前 9 時 30 分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）これより日程に入り、
日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6 番 高本君、16 番 土井君の 2 名を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（田中博晃君）日程第 2 一般質問を行います。

順番 7、13 番 田中君。

〔13 番（田中和仁君）登壇〕

○13 番（田中和仁君）おはようございます。
一般質問をさせていただきます。3 項目あります。

一つ目が、森林環境税の使い道について。

昨年度から一人当たり 1,000 円の森林環境税が、住民税とともに課税されています。この税は森林環境譲与税として、都道府県や市

町村に譲与されます。目的は、温室効果ガス排出削減目標の達成や森林整備等です。

そこで質問します。

本市の森林環境譲与税の取組み状況や利用状況については総務省ホームページで公開されていますが、今後も慎重に検討を続けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2 項目め、大阪万博の予約サポートを求めます。

大阪・関西万博が開催されていますが、チケットの予約や会場の地図、入館予約は、スマートフォンを通じて行う必要があります。この専門用語の多さは、不慣れな高齢者にとって大きな壁となっており、万博を楽しみたい市民にとって障壁となっています。そこで市による万博予約サポートをお願いしたいと考えます。市のお考えをお伺いします。

3 項目め、地域の活性化と少子化対策のため、出逢いのサポートを。

少子化対策は、子育て支援や出産サポート、定住促進や雇用促進など多岐にわたります。橋本市は手厚い支援を行っていると感じています。

しかし、交際や結婚に至るためには、まず出会いの機会を創出する必要があるのではないのでしょうか。今の時代はプライベートなことを聞くことも難しく、異性に声をかけることが大変であり、警戒されることもあります。

このような状況の中で、本市が出会いを創出するために、どのような取り組みが必要だと考えてでしょうか。

以上、明快な答弁をよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君の質問項目 1、森林環境税の使い道に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君） 改めまして、おはようございます。

森林環境税の使い道についてお答えします。

森林環境税は、令和 6 年度から国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するので、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。徴収された財源は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、間伐など森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされ、本市においても税の徴収に先駆けて譲与が始まった令和元年度から、五つの事業項目に分けて活用しているところです。

具体的な使途についてですが、一つ目が意向・現況調査事業として、経営・管理が行われていない森林の所有者に対し、今後どのように経営・管理をしたいのか意向の調査を実施し、森林の状況など必要な基本情報を整理しています。

二つ目は、私有林等整備事業として、意向調査で把握した情報を基に経営・管理が行われていない森林について、本市を仲介役として、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築する森林経営管理事業や間伐や作業道の整備、小規模森林の整備費用に対する補助事業を実施することで私有林の整備を促進し、森林の持つ多面的機能の発揮に貢献することを

めざします。

三つ目は、和歌山県産・橋本市産木材の市内利用促進事業として、公共施設の木造木質化に向けた基金積立てや、乳幼児へ木製玩具の配布事業を実施しています。

四つ目は、普及啓発事業として、制度全般を広く市民の皆さまに知ってもらうためにチラシの作成などを実施しています。

五つ目は、人材育成・担い手確保事業として、今後の担い手育成を視野に入れた本市における自伐型林業の展開に向けた可能性調査などを実施しています。

これら森林環境譲与税を活用した事業については、令和 3 年度から令和 7 年度における 5 年間の基本計画に基づいたものであり、令和 8 年度以降の計画については、現在見直しをしているところです。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君） 答弁ありがとうございます。

昨年度から 1,000 円が課税者に対して徴収されているということで、関心がちょっと上がってきたので質問をさせていただこうと思うんですけども、ちょうど令和 7 年、今年で基本計画が終わり、来年からまた新たに計画が見直してつくられるといういいタイミングでした。再質問をさせていただきたいと思うんですけども、森林環境譲与税についての背景を説明させてください。

スライドをお願いします。森林環境税の背景。

一つはパリ協定、国の温室効果ガスの排出削減目標。ちょっと分かりにくいんですけども、森林が古くなっていく、木が大きくなってしまうと、CO₂の吸収がすごく悪いそうです。成長期の若い樹木は、成長期なのでど

らんどんCO₂を吸収するんだけど、今のように入力をしないと、CO₂の吸収が悪い。つまり、伐採とか植樹とかいったサイクルをしないと、二酸化炭素をあまり吸ってくれないということです。それがこのパリ協定の温室効果ガス排出削減目標と関わってくる。

もう一つは災害防止ですね。災害が多くて、森林が被害が大きい、森林の整備が必要だ、こんな背景がありました。

次に参ります。では、その森林が抱える問題と解決の方向ということで、日本の6割が私有林であると。特に人工林は管理が不十分。なかなか木材を出しても経営ベースに乗っていかないという問題があります。私有林の所有者が、長年放置されているので不明になっている。高齢化で整備されていない。そこで市町村に管理を委託する。市町村がまた再委託をして、林業の従事者に管理をお願いする。

それらが森林経営管理計画と呼ばれるものと認識しています。これでいいでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

市町村に管理を委託するところというところでいいかと、先ほど森林経営管理計画ということでご指摘いただきましたが、正しくは経営管理権集積計画ということで少し名前は違うんですが、認識はおただしのとおりでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

林野庁のホームページを見ましたら、森林環境税というのを橋本市で集めて納税する。国のほうから森林環境譲与税として返ってくるんだけど、そのままイコールで返ってくるんじゃないくて、私有林と人工林の面積割が50%、人口割が30%、林業従事者割が20%、

こういうのを基本として、あまりにも森林が大き過ぎる市町村は加算があると。だから、田辺市なんかは2億5,000万円でしたっけ、結構戻ってくると。

そこでお尋ねしたいんですけども、橋本市の森林環境税、それから森林環境譲与税の額を教えてください。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

令和6年度の決算見込みになるんですが、森林環境税、橋本市で徴収した分、こちらが3月31日時点の数字ですが、2,986万2,100円。これが徴収された額です。一方で、令和6年度に市へ譲与された森林環境譲与税の額の決算見込みなんですが、3,258万1,000円ということで、譲与税のほうが多くなっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）橋本市というのは非常に森が多くて、集めた以上に与えてくれているという認識です。

それでは、橋本市の林業従事者は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

数字としては、2020年の国勢調査の数字を基に調べておるんですが、橋本市民の林業従事者は30名ということになっております。これは橋本市からほかの市町村に働きに行かれている方も含めてですが、30名ということで、県下で言いますと30市町村中9番目ということになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

あまり多くないという現状が分かりました。

森林経営管理計画というのを改めてお伺いしたいと思うんですけども、森林経営管理計画というのはどのような計画でしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

少し長くなるんですが、そもそもこの森林経営管理計画、平成30年に定められた森林経営管理法に基づく森林経営管理制度なんですけど、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受けて林業経営者に再委託することや、市町村が自ら管理することにより林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する制度となっております。

具体的に申しますと、森林法の第5条、5条森林というんですが、都道府県知事が定める地域森林計画の対象となる私有林のうち私有林の所有者に対しまして、まず意向調査を行います。市に経営管理の委託を希望する森林をそれで抽出しております。その森林に対し、測量などの現況調査をその次に行いまして、所有者の同意の下、市が森林の経営管理権を取得します。その森林が林業経営に適した森林であれば林業経営者へ再委託により管理を行い、林業経営に適さない森林については市が自ら管理することで、今まで経営管理が行われていなかった森林について市が仲介役となることで、森林所有者と林業担い手をつなぐ仕組みを構築することが制度の目的となります。

本制度における意向調査等につきましては、全ての森林が対象となるわけではなくて、和歌山県が定める、先ほども言いましたが、地域森林計画の対象となる私有林かつ人工林、人の手で植えた林なんですけど、で、適切に管理されていない森林を対象として取り組むこととなっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

橋本市を見てみると、私有林で人工林で手入れをされていないというところはかなりあると思うんです。森林環境税が新たに創設されて、森林の保全や環境整備が一気に進むのではないかと期待するんですけども、実際の伐採や広葉樹への転換作業というのはまた別なのかなというふうに考えます。計画は計画ということでしょうか。計画の後、手入れが始まるということでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

先ほどご答弁させていただきました森林所有者への意向調査の完了見込みが、令和12年度を予定しているような状況になっております。なお、この制度の骨子となるものは、森林の現況を把握することで私有林かつ人工林の適切に経営管理が行われていない森林にアプローチし、林業経営者もしくは市により適切な管理をめざすもので、市内全ての森林の保全や環境整備を一気に行えるものではないということをまずご理解いただきたいと思います。

なお、森林経営管理制度の中での事業ではありませんが、伐採については市内の小規模な林業整備に対する橋本市小規模森林整備事業補助金や、市内の人工林の間伐に対する橋本市間伐支援事業補助金の制度を実施しております。また、広葉樹への転換につきましては、和歌山県が実施する人工林の広葉樹林化に関する紀の国広葉樹林化推進事業補助金という補助金等を使えますので、全体的に網羅できているというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。理解できました。

小規模森林整備事業についてお伺いしたいんですけども、多くは5条森林という山奥についてちゃんとしていこうよというふうな使い道になってこようかと思うんですけども、小規模森林でしたら、比較的市街地でも困っているところがあるのかなというふうに思います。昨年度まで県の補助金があって、地主の負担割合が県の補助金のほうが少なくて非常に助かっていたんですけども、残念なことに今年からその補助金が、要件が変わって市街地で使えなくなっちゃった。こういうところがあるので、橋本市の小規模森林整備事業補助金というのが非常に助かる、ありがたい制度と考えます。

今後ますます需要が多くなると考えるので、現在の枠がすぐに埋まってしまうと考えるんですけども、少しでもこの小規模森林整備の枠を広げてもらうことはできないでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

この小規模森林整備事業というのは、令和4年度から始まっております。制度が導入されたきっかけといいますのが、当然、森林整備というのは山奥というか、比較的市街地に遠いところ、この整備を目的とした森林環境譲与税というところは目的なんですけども、例えば通学路に木が張り出していて、そこを整備しないと影響を与えるというところで導入された経過がございます。このことから必要性は感じておりまして、あと、執行状況もかなり要望も強いということで認識しております。

ただ、状況としましては、森林環境譲与税の総枠に合わせた森林整備の計画というのを立てていく所存ですので、来年度見直しにあ

たりまして、その辺しっかりと慎重に議論して立てたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ぜひともよろしくお願いいたします。

森林環境税については、創設されたものの、そんなに額も橋本市の森林の程度からいうと多くないのかなというふうな感じがしました。そして、林業従事者もたくさんいらっしゃらないということで、お金もなければ人手もなくて、これからゆっくりと森林環境について整備していこうかなということで理解しました。

以上で一つ目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、大阪万博の予約サポートを求めますに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）大阪万博の予約サポートを求めますについてお答えします。

現在、開催されている大阪・関西万博では、万博IDの登録からチケットの購入、来場日時の予約、パビリオン等の観覧予約まで、原則スマートフォンを通じて行う必要があります、別途、紙チケットの取扱いはあるものの、ご指摘のとおり、デジタル媒体に不慣れな方々にとっては、予約等不便と感じられていることは認識しているところです。

現在、市では、大阪・関西万博に行くための問合せがあった場合、チケットの購入方法については、可能な限り対応させていただいていますが、会場への来場日時の予約やバス等交通機関の予約をはじめ、特にパビリオン等の観覧予約については、開催主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が設置する大阪・関西万博総合コンタクトセンター

へ問い合わせさせていただくようにご案内させていただいているところです。

このことから、現時点では、市で独自のサポートデスク等の設置をはじめ、個々の予約サポートを実施する予定はありません。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁ありがとうございます。

ちょっと残念な答弁でございましたけども、スマホでアプリをインストールして万博IDを取得、入場はQRコードを表示してくださいって、これはものすごいハードルが高い、横文字だらけの内容です。不慣れな方には非常に困難だ、不便だということは共通の認識です。可能な限り対応もしていただいているということなんだけど、基本的にはコンタクトセンターへ問い合わせてくださいということですね。私の気持ちとしては、予約だけしてくれないかなという気持ちだったんです。予約だけというか、登録IDを取って、スマートフォンをこう操作するんやでと言って、チケットを買うところ。パビリオンとかバスとかは難しいんで我慢しというところまで、そこまでしてくれたらいいのになという気持ちで質問をしたんです。

私がコンビニでたまたま買物をしていたら、知らない市民の方に「議員、あれは無理やぞ」と。何のことかなと思いましたが、「万博のチケット、俺はあれは無理」と言って声をかけられたんですね。「市で何とかしてもらえへんか」、言われたのがこの質問のきっかけになっていまして、質問をさせていただいたんですけど、再質問をさせていただきますと、スマートフォンでどのような操作が必要でしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今、議員がおっしゃったとおり、かなり複雑な手順が必要となってきます。原則、スマートフォンの事前操作といたしましては、万博IDをまず登録する必要があります。次に、デジタルチケットを購入します。さらに、来場日時の予約の操作が必要となります。また、ここから任意となるんですけれども、必要に応じてパビリオン等の観覧予約も行うこととなります。それから、当日になるんですが、当日には、スマートフォンからQRコードが入ったデジタルチケットを提示して万博会場に入場し、パビリオン等の観覧をするという流れになるので、かなり複雑な流れだというふうに認識しています。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）とはいうものの、何とかして万博に行っていただきたいわけですけども、スマートフォンを使わない場合はどのようにすれば万博に行けますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）現時点での回答になるんですけれども、コンビニエンスストアですとか旅行代理店、これらであらかじめ紙チケット引換券というのを購入する方法が一つございます。それから、万博会場の入場ゲート前では当日チケットを購入する方法、いわゆる当日券が用意されているところです。

まず、コンビニエンスストアとか旅行代理店での紙チケットの引換券購入についてですが、来場日時を指定するものと指定しないものがありますが、基本的に万博会場の入場ゲート前の案内所にて、この引換券をQRコード付の当日チケットに引き換えてから入場するという手続きになります。

次に、当日券についてですが、来場日時予約の枠に空きがある場合には、万博会場の入場ゲート前の案内所において対面にて販売さ

れますので、購入して入場することとなります。

いずれにいたしましても、入場後は会場内の案内所などに設置された端末機がございしますので、そちらで当日、ご覧になりたいパビリオン等の予約をすることが可能となっています。

スマートフォンを使用しない場合は、原則、来場日時の変更ですとか、パビリオン等の事前抽せん申し込みなどができない、それから、パビリオン等の予約がその都度、会場内の案内所である端末機で行わないといけないなど、幾つかの制限がございしますが、スマートフォンを使用しない場合でも大阪・関西万博を楽しんでもらえるものとなっております。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）コンビニでチケットを買い、現場で入場券と引換えをするというような手順で、行けることは行けるということですね。

大阪・関西万博の総合コンタクトセンターというところ、案内番号ですね、ここへ電話をしてみました。最初から専門用語の録音が流れるんです。1番、万博IDについて、2番、チケットの購入について、3番、その他、4番、もう一度聞く。もう既に分からないですよ。何を言っているのか分からないと思うんですけどね。コンタクトセンターでも駄目だったらどうしたらいいですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）なかなか難しいんですが、基本的には、開催主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会がコンタクトセンターを開催しているので、そこで問合せを頂くというのが基本的なご案内の内容になってくるんですけども、現在、大阪府と大阪市では、万博来場サポートデスクというのを設置しているというふうには聞いて

います。基本的にはどなたでも対応してくれるというふうになっていますので、そこをご利用いただくのも一つの手かなというふうには思います。

近くで常設されているサポートデスクですと、大阪のなんばウォークに万博IDの取得ですとかチケット購入、万博会場への来場日時の予約、パビリオン等の観覧予約などの手続きサポートが実施されておりますので、実際にスマートフォンを使っただけのサポートも対応してくれているというふうな情報は聞いております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）サポートデスクが難波にあつて、難波まで行けばチケットを買いに行けるよという案内だと思うんですけども、市民が不便と感じているというところは市も私も共通の認識です。けども、市のサポートは難しいと判断した経緯については、橋本市でする内容じゃないよというご判断をされたということでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）壇上でも申し上げましたとおり、できる限りのサポートは、聞かれたら対応はしているところではあります。何せ予約につきましては、交通手段の内容ですとか、パビリオンの予約とか、様々な複雑な手続きとなつてまいります。議員、その辺は求めているんだとおっしゃっていましたが、サポートデスクを開設するとなると、やっぱりそういう対応も必要になつてこざるを得ないのかなというのが認識です。

基本的には、何度も繰り返し申し上げておりますが、この万博の主体は日本国際博覧会協会になりますので、こちらの問合せについては、やっぱり総合コンタクトセンターにさせていただくというのが基本ではないかなとい

うふうに考えております。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）万博チケット購入が難しいのは、橋本市が悪いわけでも市長が悪いわけでもないのは重々分かっておりますので、サポートすら難しいという状況が分かってまいりましたので、ありがとうございました。詳しい人、助けてあげてください。

2番目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問事項3、地域の活性化と少子化対策のため、出逢いのサポートをに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）地域の活性化と少子化対策のための出逢いのサポートについてお答えします。

本市では、これまで、出会いの機会を創出するための取組みとして、平成23年度から平成29年度まで婚活イベント事業を実施していました。

参加したカップルが婚姻に至った場合、橋本市婚活・ご成婚応援補助金を交付する事業で、9組の成婚に至った実績がありますが、年々、イベント参加者が重複してきたことや、民間企業による出会いイベントが増加してきたことから、当該婚活イベント事業を終了しています。

近年では、民間企業による出会いイベントは多様化しており、参加者は自分のニーズに合った出会いの場を選ぶことができるようになっていたり、特にマッチングアプリやオンラインサービスが普及してきたことから、多くの方々がこれらを利用して出会いを見つけることが主流となっており、従来の対面での出会いの場に依存する必要がなくなり、若い世代においては、アプリを通じて気軽に異性とコミュニケーションを取ることが一般的

になってきているため、新たに出会いの創出事業を市の事業として行う予定はありません。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁ありがとうございます。

出会いの場というナイブな問題を取り上げてみたんですけども、ここからは楽しく行かせていただきたいんです。あまり眉間にしわを寄せてする話でもないのかなというふうに思うんですけども、令和5年の人口動態調査が発表されました。昨日の一般質問も人口減に関連する質問が多くありました。さらに人口減少が加速していると考えられますけども、状況をお伺いします。令和5年の人口動態調査でどういう傾向がありましたでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）お答えします。

令和5年の本市の出生数、死亡数、婚姻件数、離婚件数等についてのお答えをさせていただきます。

和歌山県が発表しております人口動態によりますと、出生数は285人、死亡数は915人、自然動態で見ますと630人の人口減少となっております。また、婚姻件数が141件、離婚件数が82件となっています。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

自然増減でマイナス630人、計画に比べてどうでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）本市では、計画といいますと、第2次橋本市長期総合計画の後期計画になってくるんですけども、こちらで設定しました目標人口の試算と比較しましては、出生数は想定の7割程度にとどま

っているというのが現状でございます。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）よそより少ないということ。交際や結婚に至るには、出会いの場が必ず必要で重要だということは共通の認識でしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）当然のことながら、交際や結婚をするためには出会いが必要だというのは認識しておるところです。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

私の体験談、私ごとになるんですけども、高校、大学を卒業してOB会や同窓会をやったときに、「私、好きやってん」と言われたことがあるんですね。「そのとき言ってよ」と言って、私、ショックを受けたんですけども、これ、何と3回あったんですよ、3人の方にね。愛想で言っているだけかもしれないんで本気にする私が悪いんですけども、そのときにちょっと思ったわけです。誰しも出会いのチャンスを逃しているんじゃないかなというふうに仮説を立てたわけです。

そこで思ったのは、フリーやったらフリーというバッジをつけてくれないかなって。真面目に、私、30年間、これを温めてきているんですね。ようやくこのアイデアを少子化に生かせるタイミングが来たと思って、すぐ真面目に考えたんですけども、一つの提案を気軽に聞いていただきたいと思うんですけど、それを再質問とさせていただきたいと思います。

スライドをお願いします。地域の活性化と少子化対策のため出逢いのサポートを。地域の活性化というのは、出会うことで交流を生むという意味ですね。

順番に行きますね。これ、私の頭の中の分析なんですけど、出会う方法についてはコロ

ナの後、飲みニケーションが減りましたよね。社会情勢も変わってきた。プライベートなことを聞きにくい。ハラスメントって言われたらどうしよう。ご飯に誘うだけでハラスメントって言われたらどうしようかな。ちょっと社会情勢が変わってきた。交流の場が仕事関係と趣味、あまり広がらなくなってきた。

マッチングアプリって分析する必要があるんと違うかなと。これは市にお願いしたいんですけど、私の考えでは遠くの人と出会っているような気がして、それが転出につながっているんじゃないかって、これは私の独自の仮説なんですけど、統計学で言うならば人口の多いところの登録者が当然多いわけで、橋本市よりも大阪のほうが登録者が多いわけで、出会う機会というのは都会の方と出会って転出傾向にあるのかなというふうに、僕はそういうふうな考えを持っているんですけども、定かではないです。

それがこれですね。いいところは、誰にも知られない、遠くの人とでも出会えるよというのはマッチングアプリのいいところかな。悪いというか気をつけていただきたいのは、偽情報かもしれないよ、真剣かどうか分からないよ、安全性はあるのかな、そういうのがある。

社会の変化。さっき言いました個人的なことを聞きにくいですね。職場で雑談って、皆さん、されていますか。あまりされないですよ。されるような職場であれば、それはそれですばらしいんですけど。あまり立ち入ったことを聞くと、プライバシーとかって言われるかもしれないでしょう。結婚しているのとか、あまり聞きにくいですよ。お嬢さん、ハンカチが落ちましたよって、こんなもう声かけ事案で逮捕されるかもしれないです。これが意味が分からないかもしれないですね、傍聴席の若い方は。

さあ、そこで提案なんですけど、出会いを側面から応援できるか。少ない事業費で、職員の負担が少なくて、自由な恋愛ができて、自己責任ですって。それをしたことによって市が責任を取らなアカン、そういうのがないと考えたら、出会いを促進する缶バッジという。出会いが欲しい人はバッジをつけるといのはいかがかなと思ったんですね。

これのいいところは、誰かおれへん、紹介してよというのは限界がある。もう一つは、橋本市とか生活圏内で出会えるよ。つける、つけないは自由なんです。嫌やったらつけなかったらいいです。

デザインをしてみました。出逢いバッジ。ここに橋本って入れたかったんですけど、私のパソコンの操作能力がなさ過ぎて入れることができませんでした。缶バッジですね。バッジじゃなくてもいいんです。キーホルダー、ステッカー、ミサンガ、チョーカー、何でもいいんですけど、かわいいのを作ってもらったら。

さあ、ちょっと怪しくなっちゃいましたけど、ご利用方法。例えば、サマーボール。タイプの方が目の前にいるとしましょう。出会いバッジがあるとき、ないとき、聞いたことがありますね。これ、こんばんはって声をかけていいものかどうか。悩みませんか。若いときですよ。皆さん、もう忘れ去っています。

あるとき。「出会いバッジをつけているんですね。私もつけているんです。お話ししていいですか」、うれしい、成功例ですね。バッジがあるとき。

ないとき。「お話ししていいですか」、「何、あなた、ハラスメントよ」。こうなるんですね。ちょっと妄想が入っていますでしょうか。大丈夫ですか。ないとき。「声かけ事案です。助けてください」、「いや、違う、違う、違うん

です」。こんなことになっちゃうんですね。

オフィスの場合に行きましょう。バッジをつけていました、男子がね。「私、結婚していると思っていたわ」、「いや、違うんです。僕、バッジをつけているんです。今度、ご飯に行かない」、うまくいくんですね。オーバーなバッジの効果をいいところだけ表したんですけども、バッジどころというよりも、この質問の本質は人口減少対策に真剣な議論が必要ですということなんです。

子どもが生まれて労働力になるまで、20年もかかるんです。だから、相当前から人口減少対策をしていかないと、今5万8,000人でゆっくり構えていて、これが4万人になり、3万人になったときに、全然間に合わないということなんです。

令和7年人口ビジョン、橋本市、自然増をめざすって書いてくれてあるんです。この施策は練るべきやと思います。どうしたら自然増になるのかなということをめざすべき。アイデアで議論を進めていくというのは地方議員の責務です。国家レベルの人口減少を地方レベルでどのように改善していくか、ここは真剣な議論が必要だと思います。当局のお考えをお願いします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）すてきな提案をありがとうございます。

私は「好きやったのに」と言われたことはないんですけども、出会いがやはり大切だということは重々認識いたしました。その中で、出生数の改善ですとか転入の促進、それから転出の抑制というのは、本市の総合計画の中でも重点プロジェクトとして位置付けられている、取組みをしていくべき施策であります。

本市の中では、若者を中心に重要プロジェクトチームという、JPTというふうに略称

で呼んでいるんですが、そういうチームを組みまして、この三つの施策に対してどんな取り組みができるのかというのを若者の視点で今取り組んでいるようなところですよ。

議員が今ご提案いただきました内容については、例えば、我々は公務員なので、いわゆる行政の立場として実施できるかどうかというのはいろいろ検討する点はあるかとは思いますが、その点についてはすぐするとか、しないとかという答えは明言はいたしません、この三つの重点施策についての重要性というのは十分認識しています。

ですので、これらについてはなお一層しっかり取り組んでいくとともに、できるだけ転入を促進するとともに、転出を抑制していく、出生数を改善する、こういった取組みに対してはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（田中博晃君）13番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、10時25分まで休憩いたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

順番 8、14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、おはようございます。

毎日、暑い日が続きます。昨日、思いっきり蒸し暑かったかなと思ったら、今日はまた朝から一レベルアップして蒸し暑いなという

ことで、日に日に暑くなってきますので、皆さん、体調もしっかり整えて過ごしていただきたいなというふうに思います。

今回、質問をさせていただくのは二点です。特に今回は身近なテーマということで、一つは橋本市の子育て世帯のお母さんと話をさせていただいたときに、いろいろ悩んでいる課題等を気づいた点についてです。それからもう一点は、今、日本全国津々浦々、米価格高騰、また米の不足問題でということの中で、全国レベルの話題かなと思いますけども、実はやはり地方自治体がどう取り組んでいくんかということが重要なことの中で、今回、二点質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目として、子育てしやすいまちと防犯対策についてということで質問をさせていただきます。

現在、橋本市は子育て日本一をめざすまちを提唱しています。子育てしやすいまちの必須とされる要件としては、主に一つ目は子どもが安心して過ごせる環境、犯罪率が低く防犯対策がしっかりしている治安のよさ、それから医療機関へのアクセス、それから三つ目が教育施設の充実、四つ目が公園、児童館などの子どもの遊び場、それから五つ目が親の働きやすさ、六つ目が自治体の支援、それから七つ目がコミュニティの活性、八つ目が交通の利便性、九つ目が買物環境と、いろいろ挙げられますけれども、これらの要素が偏っておっても駄目かなと思います。バランスよく整っているまちが、子育て世帯にとって住みよいまちというふうに一般的には言われております。

私は令和4年9月の一般質問で、公園の適正配置と持続可能な公園管理の在り方についてという質問をさせていただいた中での答弁では、公園は人々の生活の中でかけがえのな

い重要な施設である。また、全ての住民が同じようにサービスを受けられるよう平等性を確保する。また、住んでいる場所の近くに、本当に子どもたちが自由に遊べる場所、制約なしに遊べる場所というのがあれば、本当に子どもにとっていい場所になるとの答弁もありました。本来なら、行政が市全体を考えた公園の最適化計画を策定するべきと考えますが、残念ながらまだ本市は、当該計画を策定はされておられません。

これらのことを踏まえ、今回、主に子育てしやすいまちの必須要件とされる子どもの遊び場である公園、治安のよさ等について伺います。

一つ目として、子育てしやすいまちの特徴に、子どもが利用する公園、児童館、教育施設などの施設の充実が挙げられます。令和4年9月に質問をしましたが、子育て日本一をめざすまちとして、本市の公園の適正配置については、橋本市に住む全ての子どもたちのためにどの程度取り組み、その充実が図られているか、伺います。

二つ目、本市は子育て日本一をめざすまちですが、都市公園に期待される役割において、都市公園が子育て支援において期待される役割、これをどのように認識されているかをお伺いします。

三つ目として、公園での子どもを守る防犯対策としては、防犯カメラや緊急通報装置、時計等の設置、また、周囲からの見通し等の整備が重要です。本市の公園の防犯対策の現状を聞かせてください。

大きな二つ目、食と農のまちづくりについて。

食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。食品安全基本法では、地方公共団体は健康の

保護が最も重要であるという基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適正な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。また、市民の食料を確保するためには、食料生産を増やすこと及び緊急時の備蓄等が重要です。本市の食と農のまちづくりについて伺います。

1、今回の米不足及び価格高騰問題は、本市全市民の生活にも大きな影響を与えています。今回の米問題を踏まえ、地域の農業振興及び食料問題という両観点からどのように考えられておるか、伺います。

二つ目、子育て支援の観点から、令和7年度以降の給食用米の確保についてどのように考えているか、伺います。

以上二点、壇上からのご質問とさせていただきます。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の質問項目1、子育てしやすいまちと防犯対策に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（石井隆博君）登壇〕

○建設部長（石井隆博君）子育てしやすいまちと防犯対策についてお答えいたします。

一点目の公園の適正配置についてですが、公園は地域にとっての貴重な公共空間であることから、地域間の偏り、地域の利活用状況等の実態把握に努めています。

現在、本市の公園施策の取組みとして、安全かつ安心して既存の公園を利用できるよう、遊具の点検や施設の修繕などを含む維持管理を優先的な業務として行っています。

今後も市民の声に耳を傾けながら、公園の必要性、代替え性等を総合的に検討し、公園整備の方針づくりにつなげていきたいと考え

ています。

次に、二点目の都市公園が子育て支援において期待される役割については、子育て世代にとって公園は日常生活に欠かせない存在であると感じています。遊びを通じて社会性を育む場であるとともに、保護者同士の交流の場だけでなく、地域コミュニティや防災の面からも重要な役割を果たしています。

次に、三点目の公園における防犯対策については、都市公園の夜間での視認性を向上させるため、LED照明の設置を行い、一部の公園においては、防犯カメラの設置や移動可能な防犯カメラの導入により、防犯対策を講じています。

さらに、公園の改修時には、植栽の剪定や遊具の配置を工夫し、園内の見通しをよくすることで犯罪の抑止につなげる取り組みを行っています。

また、子どもが多く集まるような公園には時計を設置することにより、子どもたちに日没前の帰宅を促すことができ、防犯性を向上させることができると考えられるため、今後検討してまいります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

先ほどの13番議員の缶バッジほどではないんですけど、その後、結婚して子どもが生まれたらどう育てていくかということで質問をさせていただきます。今の時代、テレビゲームとかいろいろ遊ぶ方法はたくさんあると思うんですけど、やはり子どもの成長において外遊び、子どもの心身の成長とか、それから、遊びを通して社会性であるとか、協調性とか、たくさんの能力を育むことができるのが外遊びかなというふうに思います。

私がいろいろ話すより、やはり教育関係の方に、この辺、外遊びの重要性というのはしっかりと考えていかなければならないのじゃないかなということも含めて、外遊びの重要性について、教育長か教育部長、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今の質問にお答えさせていただきます。

就学前の子どもたちというのは、遊びを通して学ぶことが非常に多いです。その中で、人と人とが関わり合う中でいろいろな関係性を身につけていったり、事、物、いろんな関わりを持つことで、いわゆるいろんな体験が充実する中で社会的情動スキル、いわゆる非認知能力ですか、そういった面の成長というのが促されるかなと思います。これは外遊びだけではなくて中での遊びも通じて同じことが言えるかなと思うんですけれども、やっぱり外で遊ぶということは、今言ったような人との交わり、事との交わり、物との交わりというのは、中でやる以上のことがいっぱい目を向ければあるかなと思うので、そういったところからいうと、しっかりそこを意識したような遊びを展開することは子どもにとってプラスになることかなと、そんなふうに思っております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）教育長、ありがとうございました。

そんな中で公園というのは、本当に子どもが楽しみにして遊べる重要な施設かなというふうに思います。最近では、学校の統廃合も含め、近くに学校がないということで、私らが小さいときには学校へ行って砂場で遊んで、ハンドボールをしたりドッジボールをしたりというふうな機会があったんですけども、最近は学校が遠いということもあって、公園と

というのが非常に重要な役割を果たすのかなというふうに思います。

そういう意味で子育て世帯にとって暮らしやすい環境というのは、非常に公園、結構ウェットが高いのかなと思います。ある子育て世代のお母さん方のアンケートを取ってみますと、移住・定住じゃないですけども、どこを生活の拠点にしたいかということでアンケートを取ってみると、一番高いのが、公園が充実しているまちというふうなアンケート結果もあるようです。やはり子どもが伸び伸び成長できる環境づくりというのは大事なかなと思います。

そういう中で、治安がよい、また交通の便がよい、買物環境が充実しているなど、暮らしやすい環境というのはいろいろあると思いますが、本市の治安という面に関しては、子どもの遊び場、また、そのほか通学路もありますけども、防犯対策というのはどのように対策を講じておられますか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）公園における防犯対策ということでお答えさせていただきますが、先ほど壇上でも答弁させていただきましたとおり、たくさん子どもが集まる公園につきましては防犯カメラを設置したり、あと、夜間の視認性を上げるためにLEDの照明に交換したり、あと、見通しがよくなるように、鬱蒼としている木を伐採したりといったような対策で防犯対策を考えております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

そういうことでしていただいているとは思いますが、あと、昨日からの各議員の一般質問を聞いていても思うんですけども、出生数が非常に減ってきているということで、令和6年度は278人ということで、つい今年のはじめに20歳のつどいに行ったら、600人から

おった二十歳の子どもたち、600人、20年前は生まれたのかなと思うんですけども、その半数以下になっているというこの現状、やはり厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことの中で、公園というのは重要やという話を先ほどさせていただきましたけども、子どもが過ごしやすい、生活しやすいまちということの中で考えてみますと、公園が犯罪が発生する場所になっては元も子もないというふうに思います。一番危険が大きく伴うのは、犯人が存在する、また子どもが存在する、それから、見守りの目が存在しないという三つの条件がそろったとき、公園はその可能性がある場所だと思います。その点どのように考えられますか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）公園において犯罪が発生するのはどういった場合かというご質問ですけども、議員が今おっしゃったとおりの条件かなというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）令和6年度の警察白書を見てみますと、令和3年度まで減少傾向にあったんですけど、令和4年度からまた増加に転じています。それは何かといいますと、13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の被害総件数、これが令和5年度で1万1,953件となっております。小学校への進学を契機に、子どもが1人で行動する機会は大幅に増加します。未就学児はやっぱり親御さんと一緒に遊ぶ。それからまた大きくなれば、それなりに体力も心身もしっかりしてきますので、そういうリスクというのは少なくなるわけなんですけども、小学校へ進学をすると、子どもが1人で公園へ遊びに行く、近所の友達のところへ行くというふうなことで、大幅にそ

ういう機会が増加するという事で、新入学生の保護者にとっては我が子が犯罪に巻き込まれてしまわないかと不安を感じる時期かなと思います。

そういう中で、データは古いんですけども警察庁の統計では、小学生は未就学児童と比較して暴行とか傷害で約2.5倍、また、不同意わいせつで約11.7倍、また、略取誘拐、人身売買で約1.5倍の被害が確認されています。入学を機会に自分で自分の身を守る意識をしっかりと家庭で持たせることは非常に重要であると思いますけれども、同時に取るべき対策を講じる必要があるかと思っています。

本市の公園を見ていると、防犯カメラの設置等については、本当に数箇所しかないかなと思います。今、公園の見直しをしておるということの中で、遊具を点検したり、遊具を撤去したりということを進められておると思うんですけども、非常に何年もかかって進められていると思います。そういう中では、先に防犯対策というのでも取り組む必要があるんじゃないかなというふう思います。そういうことで言いますと、もうちょっと防犯面を強化するという点に関してはどのように考えられているかお伺いします。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）防犯カメラによる対策ですけれども、現在は公園数で四つの公園に設置をしております。当然、もっとこの数を増やせば安全な公園は増えるという解釈もできると思うんですけども、それに関してはやはり予算的な制約というのがありますので、その辺りは例えば、移動可能な防犯カメラの導入であるとか、そういうハード面の整備だけではなくて、例えば警察との協力体制とか、そういった辺りでの防犯力の向上ということになってくようかなと思います。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

ただ、人の目というのは常時その場所に常駐するわけにはいきませんので、それに代わる対策というのが必要かなと思います。これから夏場に入るわけですけども、日が長くなって遅くまで子どもたちも遊ぶと思います。また、秋になって冬になると、すぐ暗くなります。

そういう中で言いますと、今までは防災の屋外放送があったと思うんですけど、あれは子どもたちが帰る時間を知らせる一つのいい機会になったんかなと思います。お昼になれば放送してくれますし、5時になれば放送してくれます。そういうことで、もう5時になったから帰ろうということで子どもたちが帰る機会になりましたけども、残念ながら、それもいろんな事情があって撤去することになったということですけども、その屋外放送、12時と5時に放送をしていたのは、どういう意味合いで放送をしていたんかなというふうに思うんですけど、危機管理監、どうですか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

あれは受信確認を兼ねておりまして、放送設備の点検といいますか、鳴るかどうかの確認をするための時刻放送でございました。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

確認の意味で放送をしていたということで、予想外に子どもの健全育成には役に立っていたんかなというふうに思います。子どもたちは、まずは家庭でしっかりと時間になったら帰るところを徹底すること、ということも必要かなと思いますけども、その点、学校等ではそのような啓発というか、そういうことはされているんでしょうか。「いかのお

すし」とか、そういうことでいろいろと学んでいると思うんですけども、帰宅時間とか、そういうことに関してはどのように学習なんかをされておるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）もうすぐすると、夏の長期休業に入ります。そういった機会を捉えて、子どもたちには生活を見直す、そして、帰宅時間はいつ頃になったら日が沈んできますから、どうしましょうというような辺りは具体的に学校では、その都度その都度、指導していているところです。

ただ、今言ってくれているような目安になるようなお知らせというのがなくなっているというのもあるんですけども、やっぱりその辺りは別な対策というのが、それは必要なと思います、各学校においては機会を捉えてそういった指導はしているところです。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今、教育長もおっしゃってくれましたけども、代わりになるような一つの方法、手段が必要かなということですけども、この質問をさせていただいたのは、市内の子育てをされているお母さん方と話したときやったんですけども、質問の内容で、冒頭の内容から言いますと、子育て日本一のまちを提唱する橋本市ですよ。やっぱり子どもが安心安全で遊べる環境づくり、これは非常に必須要件となるかなと思うんです。そういう意味では、本当に重要なところである、そういう遊び場、公園というのは、本当に重要視していかなあかんのかなというふうに思います。

そういう意味では、まずは、防犯カメラもそうですけども、今公園に子どもが帰る時間を知らせる方法というのはきつとないかなと思うんです。二、三の公園では時計はついていていると思いますけども、特にちびっこ広場

とかまでは言いませんけども、子どもが多く遊ぶ中央公園とか、そういうところに関しては時計を設置して、自ら自分が帰る時間であるというのを自覚できるような、そういう対策を講じていく。そしてまた、予算的なものもありますけども、その辺がクリアできるのであれば防犯カメラ等も考えていくというふうなことが必要かなと思いますけど、検討してまいりますという冒頭の答弁やったと思うんですけど、もうちょっと強化していくという姿勢が必要かなと思いますけども、その点どのようにお考えですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）時計に限定して言えば、本来は、時計というのは公園に必須の設備であるというふうには捉えておりません。ただ、確かにつけることで防犯性が多少なりと向上するという現実もあると思いますので、つけていく方向では検討をします。

ただ、議員もおただしのとおり、全ての公園、数多くの公園というのは現実問題としてなかなか難しいというふうにご理解ください。実際、現状で言いますと、七つの公園で時計がついております。どれも比較的大きな中央公園とかと言われるような公園ばかりです。そういった大きな公園の中でも、まだ実際についていない公園の現状というのをもう一度精査して、優先順位をつけて対応すべきだというふうに公園管理者として判断したもののについては、対応を考えていきたいと思います。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ビデオをお願いします。

ちょっと小さいんですけども、公園を考える中での利用者別の公園施設の着眼点というところです。この中でまずは共通する、また高齢者、そして小学生、それから幼児というところで分けさせていただいた表があります。必須要件ではないということだったと思うん

ですけれども、時計というところを見ますと、高齢者の場合はほとんどの人が腕時計とかを持っているので必要はない。でも、小学生はほとんどの子どもが、携帯とか腕時計は持っていないので必要であると。そしてまた、幼児の場合は、親が携帯とか腕時計を持っているのでまあまあ必要ないということです。

やはり一番活発に活動をする小学生、この子らが遊びやすい、暮らしやすい、成長しやすいまちになることが子育て日本一をめざすまちの必須かなと思いますので、その点は十分ご理解いただいて、取組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。

一つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、食と農のまちづくりに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）食と農のまちづくりについてお答えします。

一点目の今回の米問題を踏まえ、地域の農業振興及び食料問題という両観点からどのように考えているのかについてですが、本市では、令和6年3月に第3次橋本市食育推進計画～地域を生かした食育の推進～を策定し、学校給食における県内産農産物の使用割合40%を目標と掲げているほか、小学校の柿の体験学習や中学校の総合の授業では地産地消について説明を行うなど、食育の推進に取り組んでいるところです。

また、本市では10年後、地域で農業に取り組む人材を確保するため、令和7年3月に地域計画を策定し、併せて市内農地の遊休農地化を防ぐため、農業振興条例による補助施策により農家を支援しています。

これらを踏まえた本市の農産物の確保策については、橋本市の水田の面積における米の収穫量と一人当たりの消費量を農林水産省の

示す計算書に合わせて計算してみますと、単純計算では市民が食べる米の約98%を市内産で賄える計算となり、市内で取れた米を市外に出さずに市民に全て買っていただくことができれば賄えることとなりますが、実際には流通や保管・価格の問題もあり、全てを市内での流通に変えていくことは難しいと考えます。

また、米の増産について米農家に直接確認したところ、農地の確保だけではなく、水利の問題、苗の準備の問題、労働力の問題があり、また果樹中心である本市の農業経営の状況を踏まえると、仮に米の買取価格が上がったとしてもすぐに米の生産量を増やすことは難しいといった声を多く頂いています。

本市としてはこういった状況を勘案しつつ、食育を進めている立場から、まずは市内の学校給食やこども園などで、できる限り地元産の米や農産物を使っただけできるよう、引き続き農業者を含め関係者の皆さまと協議を進めてまいりたいと考えます。

一方、国では米の生産調整について見直すとも報じられていることから、今後国や県の動向に歩調を合わせながら、国・県で対応できない本市特有の事項については、主役である農業者の意見を聞きながら、必要な施策の構築に努めたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）次に、二点目の子育て支援の観点から令和7年度以降の給食用米の確保についてお答えします。

学校給食センターにおける精米の納入については、令和6年度までは、前期分を4月から10月まで、後期分を11月から翌年3月までと2期に分けて納入していましたが、令和7年度においては、経済推進部と連携し地産地消の観点から、試行的に4月分を橋本産とし

ました。市内で生産された精米を使用した給食が、1か月間の限定ではありますが、提供することができました。

市内産・県内産の精米を使用することで、輸送距離の短縮や新鮮な食材の提供、食品ロスの削減が期待でき、地産地消による給食提供を実施することができます。加えて、地域農業の活性化や地域経済の発展にも貢献できると考えられます。

子育て支援の観点からは、昨年度下半期に引き続き、本年度も給食費の無償化を実施するとともに、議員おただしの本年度以降の給食用精米の確保については、米の生産調整等に関する国の動向を注視しながら、関係部局との調整を行い、現在の週4日の米飯給食を維持できるよう、学校給食用精米の安定供給に努めていきます。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今回の米問題ですけれども、非常に今までには想像できなかったような問題かなと思います。そういう意味では地域の農業を考える、そういうことを考えるときに、今までどおりの農業というのを考えるんじゃなくて、いつもうちの橋本市はよく言われます。国が言うからするのではなくて、うちはうちやというふうに言われますよね。そういう意味では、橋本市の農業をこれからどう考えていくかということをもっと真剣に考えらなあかん時期に来たんかなというふうに思います。

うちの地域は果樹農家が多いというふうなことですけれども、それはそれで、果樹が主体ですから果樹農家が多いわけですが、では、そしたら稲作はできないかということになると、そうではないわけですね。稲作

をしながら果樹を作っていく。そういう方法も今後考えていかなあかんのかなというふうに思います。

また、食料面からいきますと、今回の米問題、橋本市の全市民が困っとると思うんですよ。だから、そういうことも考えた中で食育、食料、そういうことも考えていかなあかんのかなというふうに私は思います。

そういう意味では本市の地域農業振興、今回の米不足、米の価格の高騰というこの機会、どのように考えられたのか、どのように変えていかなあかんと考えられたのか、もし考えられているところがあれば、ご答弁をお願いします。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

すごく大きな話でご質問いただいたわけなんですけど、まず、今回の米問題によって市民がどう考えているかというところなんですけど、先日、隣のスーパーですね、市役所の横のスーパーでも備蓄米を販売したというふうに聞いておりまして、すごくたくさんの方が並んで、昼前までには売ってしまったというところでございました。ということからしますと、やっぱり市民は自分のところで食べる米を確保できなくて困っているという状況だと思います。これはまず消費の観点から一つです。

次、生産の観点から申し上げますと、昨日、9番議員のときも言わせていただいたとおり、橋本市の米の生産した場合の1反当たり、1,000平米当たりのもうけというのは、県のモデル指標で言いますとマイナス7,000円という状況でございます。このことから、橋本市としてどういうふうに今まで経営を盛り立てるためにやってきたかと言いますと、実は農業経営基盤強化促進法第6条に、農業経営基盤強化の促進の基本構想を各市町村で立てる

というふうになっております。こういうのをずっと今までも立ててきておる中で、どういうモデル的な農業が橋本市では適切かというところの個別経営体の類型ごとの経営規模の指標というのをしております。

ここで言いますと、基本、果樹専業というところが、橋本市、中山間地が多い中で多いんですが、水稻も作るなど言っているのではなくて、経営に合わせてやってくださいというところで、果樹と水稻の複合経営というところも推奨しております。具体的に言いますと、果樹、水稻の複合経営で農業としてやっていこう、農業として経営をやっていこうというところにつきましては、柿が1町、100アール、水稻で5反、5,000平米、野菜で30アール、3反ぐらい、合計で1町8反、180アールほど作れば経営としてやっていけると違うかなというところでやっております。

こういうふうな経営を立てた場合に認定農業者という、認定された農業者というところを市で認定しまして、その認定農業者に対して農業振興条例に基づく補助施策というのを順次行っておると。毎年見直して行っておるという状況でございます。

和歌山県、米の生産量、全国規模で言いますと、実は42位なんです。農家の意見も今回大分聞かせていただきましたが、橋本市というか和歌山県は、米で言いますと、どっちかといったら生産県ではなく消費県やということ。ここはまずは捉えらなあかんところかなというふうに考えております。

その上で、米の生産を推奨せえへんのかというところじゃなくて、できる限り耕作放棄地の解消とか、それから、最近では恋野のほうとか、市内でも10町ぐらい、個人で米農家になってやっている方というのはいらっしやいますので、こういう方をまず増やすこと。それから、こういう方を支援していくことで

米の生産量を少しでも上げる、こういうことを今考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今の部長の話を聞いていますと、今の現状の栽培方法なり、今の現状の橋本市の農業の実態を話していただいたのかなというふうに思います。私が期待しているのは今までどおりのことではなくて、これからの橋本市農業をどう考えているのかということですよ。

例えば、和歌山市内では米の栽培方法の中で、じかまき等を今実証実験をされています。じかまきをすることで、田植は必要ないわけですね。そういうことで省力化を図ってスマート農業につなげていって、果樹農業と両立させていく、そういうこともできるのかなと思います。

そういうことを含めて、今回思ったと思うんですよ。自分の食べる米は自分のところで賄いたいなというふうに感じたと思うんです。そういうことも含めて、やはり今の地域農業、今までJAは地域に一つ一つありましたよね。でも、今、和歌山県もJAが一つになりました。地元の農協って、身近な農協、今までありましたけども、少し今までとは感覚が違うと思うんです。民間であるJAに頼ってばかりでも、これからは行かない時代になってくると思います。

だから、地域のことは地域で考える。橋本市のことは橋本市で考える。農林振興課で考える。そういう意識の下、考えていかなければ、これからの地域農業、衰退するばかりかなと思います。先ほどからおっしゃっていた今の農業の実態、部長の考えでは、これから農業従事者、増えていきますか、減っていきますか。耕作地、増えていきますか、減っていきますか。どうですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）今の現状から言いますと、耕作放棄地は増えてくると思われます。それから、農業従事者も減ってくると思われます。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）そうですね。だから、そうならないようにしていかなければ、この橋本市、魅力ある橋本市にはならんと思うんです。先ほどの子育て日本一のまちもそうですけども、魅力あるまちにしないと、この橋本市は住む人が減ってきて、それこそ衰退の道をたどる一方やと思うんです。そこをみんなでもっと元気な橋本市になるように考えていかなければならないのかなと思います。

令和5年でしたか、本市と泉大津市、農業の連携協定か何かを結んだことがあったと思います。多分今日からだと思うんですけど、その泉大津市、市民向けに5キロの袋9,000袋、市場価格よりも安く市民に販売します。米どころでない泉大津市が、橋本市から分けていた泉大津市が、今市民のためにそういう取組みを行っているんですね。例えば北海道のななつぼしであるとか、にじのきらめきであるとか、当然、泉大津市は、橋本市はその相手には選ばれませんでしたけども、かつらぎ町と協定を結んでいます。キヌヒカリであるとか。そういう日本全国の米どころと協定をして、市民のために米を確保する、そういう取組みもやっております。

そういう両面から考えてみても、農業の条件的には中山間地で微妙な地域かと思いますけれども、しっかりとその辺を考えた農業振興を考えていかなければいけないのかなと思いますけど、どのようにお考えですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答

えします。

まず泉大津市のあれは、たしか他産地消の取組みなんですね。ほかの地域で作った米を自分のところに持ってきて、それを市内の方に食べてもらおうということで、学校給食から始まったというふうに認識しております。

本市のほう、かつらぎ町とかに先駆けて、実は協定を結んでおります。実は柱本の棚田のほうで、泉大津市、市長にも来ていただきまして、年度はすいません、5年ぐらい前になると思うんですが、協定を結んで米を出すことにしております。

今どういう状況かと言いますと、柱本から泉大津市に米が出ていっている状況ではございません。なぜかと言いますと、収穫量というか出荷量がまず限定されていること、それから米の品質ですね、一等米、二等米に限定されていること、こういったことで出荷したくてもできないという状況になってきております。まずはこういう状況。

もう一つは、泉大津市の取組みなんですけども、泉大津市は先ほども触れましたが、橋本市と同じで、どっちかといったら米の消費地、消費地になるわけなんですね。そういうことで、自分のところで田んぼは確保できないから、米をほかから仕入れて市内で確保しているという、農業政策と言うよりは、どっちかといったら食料確保施策であったり、物価高騰施策であったり、こっちのほうでやっておるという認識、私はしております。

そういったことによりますと、先ほど農業施策の中でということをおっしゃられましたけども、本市としては農業施策の中で農家支援というのを行っていかなければいけない。ところが、米というのはどっちかといったら、農業振興の観点も要りますけども、食料確保とか食料確保というところで回っていかなくかん部分もございますので、総合的に経済推

進部のほうでも考えて、例えば今ハシモもやっておりますけども、あれは経済振興のためにやっておるんですが、プレミアム分6,000円をつけておりますので、そういったことで物価高騰に寄与できればなというふうなことも考えております。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

冒頭、部長の答弁の中で、98%の米は賄えるであろうというお話もあったかと思います。だから、変わらなければいけない時期に来ているということの中では、やっぱり地域農業がチャレンジしていく姿勢が大事なかなと思います。チャレンジしていくまちが生き残っていくんかなと思います。

前にもお話ししたことがありますけども、千葉県のいすみ市、オーガニックで給食のお米、全部賄っています。転換期というのは、そういう機会というのはちゃんと捉えて、しっかりと農業施策に生かしていかなければ、いつまでたっても現状のまま、イコール農業が衰退していく。衰退していく道をたどるしかないという、そういう形になってくると思いますので、今の現状でいけば、担い手も新規就農者も全て少なくなっていく。耕作放棄地が増えていく。それでいいのであれば今の方法でいけばいいと思うんですけど、それが具合悪いよということを考えるのであれば、ひとつ方針を考え直していくということが大事なかなと思いますので、先ほどの食料問題も含めて、こういう自然の農業の条件的なもの、どちらかといえば条件はそろっていると思います。

私がいつも言うところ、圃場整備とか、なかなか推進強化しませんが、やはりもっともっと作りやすい農地を増やすということも大事ですし、そこに寄ってくる、作りやすい農地

を増やせば新規就農者も増えてきます。そういう地道な活動をこれからやっていく。また、今回の令和の米騒動、この機会をしっかりと捉えて農業施策に生かしていくということが大事なかなというふうに思いますので、時間も来ましたので、答弁をさせていただいて終わりにしたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

農業施策全体といたしましては、農業者が減って耕作放棄地が増えとる状況、これは本市の農村が持つ多面的機能というのを発揮できないという状況になっていますので、当然考えていかなあかん問題。これは農業振興条例等を駆使して、国とか県の補助事業も駆使してやっていくべきであるというふうに考えております。

議員がおっしゃられた圃場整備とかも、推進を決してしていないのではなくて、当然、やるよという農家がおれば推進できる体制はできております。ただ、圃場整備というのは、土地改良区という制度を使って、農家主体で団体をつくってやっていかなあかんという法定、やっていかなあかんという事情がございますので、進まないということは行政もありますが、やろうとする農家もいないという状況、ここをまず整理するとか、農家の思いも高揚させらなあかんということは考えております。なので、それは決して進めていないということではないので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございました。

将来を見据えてということであれば、行政がリードしていくところはリードしていくと

いうことでないと、未来の橋本市の地域農業は衰退していくばかりかというふうに思います。一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、11時30分まで休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番 9、10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）皆さん、お疲れさまです。先ほど、僕、13番議員の缶バッジというのをものすごい本当にええなと思って、橋本市でそれをやることによって、また話題性にもなるんと違うかなって。まず検索してもらおうと思ったら、話題性があるとか楽しいとかそんなんではまったら、また橋本市、どんなんやろう、どんなんやろうって興味を持ってもらうことが僕、一番大切やと思うんで、13番議員のあの缶バッジに関してはものすごく共感しました。頑張ってください。当局のほうもよろしくお願ひします。

それでは、一般質問をさせていただきます。今回は3項目。

まず、1、学校防犯対策について。

今年5月に東京都立川市の市立中学校に男2人が押し入り、教職員5人を殴るなどをした事件がありました。教職員の好判断と勇気ある行動で児童の安全は守られましたが、開かれた学校での防犯の難しさが浮き彫りになっています。

各地では対策を強化する動きが広がってい

ますが、市内小・中学校の防犯対策についてお伺ひします。

二つ目、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画について。

令和7年3月、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。子育て日本一をめざすまちとして、次はどの部分に力を入れますか。

第3期計画で、新規または拡充する子育て支援策について伺ひます。

三つ目、橋本市メンタルヘルスケアの取組みについて。

令和25年に独立行政法人労働政策研究・研修機構において実施された「メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」によれば、当時、過去3年間で半数の企業に休職者が発生し、復職率は約5割という報告がなされています。医療技術の進歩により、これまで治らないとされていた疾病が治るようになる一方、労働環境の変化により精神疾患等が増加していると思われます。これにより職場復帰をめざして治療を受ける労働者や治療を受けながら就労する労働者が増えている一方、労働者が治療と就労の両立ができないために、療養後の職場復帰を断念したり、復職後、就労が継続できず、離職せざるを得ない状況になっているケースも多く聞かれます。

そこで、本市における対策として、以下の質問をさせていただきます。

1、本市職員のメンタルヘルス対策と病気休業後の職場復帰支援について、どのような取組みを実施していますか。

2、医療現場において精神的ストレスは非常に大きいと思われますが、市民病院ではメンタルヘルス対策や、病気休業後の職場復帰支援について、どのような取組みを実施されていますか。

以上、よろしく願いしておきます。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の質問項目1、学校の防犯対策に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）学校の防犯対策についてお答えします。

児童生徒の安全確保は、学校教育における最重要課題の一つです。学校という日常の場でいかにして子どもたちの安全を守り、不測の事態に対応していくか、ハード・ソフトの両面からの対策が重要であり、それぞれが補完し合うことで、より強固な防犯体制を構築できるものと考えています。

市内の小・中学校では、万が一の不審者の侵入に備え、各学校が対応マニュアルを作成し、教職員がこれに基づき行動できるよう、定期的に防犯訓練を実施しています。この防犯訓練には児童生徒も参加しており、教育支援センターや橋本・かつらぎ警察署と合同で実施することもあります。

東京都立川市で発生した痛ましい事件を受けて、今回、教育委員会では各学校に対して、改めての注意喚起を行いました。その内容は、不審者が侵入した際の対応マニュアルの周知徹底、校門の閉鎖、来校者に対する声かけの徹底、そして、さすまたなどの防犯器具の設置場所の確認と、適切な管理を促すものです。

また、学校への不審者侵入に備える施設面の対策を進めるため、国の交付金を活用し、本年度の予算に校門付近への防犯カメラ設置のための経費を計上しています。防犯カメラの設置は、本年度に設計を行い、令和8年度に設置を計画しており、一定の抑止力にもなると考えています。あわせて、老朽化等により開閉に支障を来している2校の門扉の修繕や、7校の学校周辺のフェンスの修繕も実施

する予定であり、児童生徒、教職員への安全安心な教育環境の確保に務めてまいります。

このほか、教育支援センターでは、子どもたちの通学路を定期的に巡回し、パトロールと防犯啓発活動を行っています。地域の皆さまには、登下校時の見守り活動にご協力を頂き、地域全体で子どもたちを見守る体制も構築しています。また、警察や学校に寄せられた不審者に関する情報は、日時、場所、特徴、行動などを関係機関で情報共有し、地域全体の警戒体制を強化しています。

これらの対策を総合的に推進し、学校の防犯対策と併せて、学校と家庭・地域・関係機関が一体となって取り組むことで、子どもたちが安全に学校生活を送れる環境を整備することをめざしています。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）どうもありがとうございます。

ほんまに立川市のあの事件は大変衝撃的で、怖いと思ったんですけども、今回この一般質問をしたのは、私も毎日、子どもの登校見守りをさせていただいております。学校内に入れば安心というものがなくなってしまったんじゃないかって、子どもたちのね。ほんで、橋本市も大丈夫なんかなという思いで質問をさせていただきました。

ご答弁の中で、学校という場でいかにして子どもたちの安全を守り、不測の事態に対応していくかをハードとソフト面の両面から、防犯体制を構築するということが大事であるとありましたが、私も本当にそれは思います。基本は私も同じ考えなんですけども、幾つか分からないこととか、再質問をさせていただきたいと思いますので、お願いします。

まず、ソフト面においてですが、万が一の

不審者の侵入に備え、各学校が対応マニュアルを作成し、教職員がこれに基づき行動できるよう、定期的に防犯訓練を実施しているところと答弁がございましたが、その対応マニュアルというのはどのようなことが記載されているのでしょうか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

学校保健安全法の第29条で作成が義務付けられております危険等発生時対処要領のことを、通称、危機管理マニュアルあるいは不審者対応マニュアルと呼んでいます。

自然災害や不審者の対応など想定される危機に対する備えと、具体的な職員の行動手順を定めています。不審者の侵入を想定したマニュアルの一部内容としましては、児童生徒の安全確保、安全な場所への避難、他の教職員への情報伝達、警察への通報といった発見時の初動対応や安全な場所への避難指示、教室の施錠やバリケードの設置、負傷者の対応、警察到着後の対応などが含まれています。

以上です。

○議長（田中博晃君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

今説明いただいた対応マニュアルを基に、先生方には、いざというときに子どもたちの安全を最優先に考えていただいていると。それと、役割分担、共通認識を持ってもらっていると思います。ただ、いきなり入ってきて、とっさの先生が判断をせなあかんと思うんですけども、そこで次、もう一回聞きたいんですけど、対応マニュアルはもちろんです、私としては定期的な実施訓練を行うことが大事だと思います。非常時にはとっさの判断が、先ほども言いましたが、求められますので、訓練を先生だけでなく、児童生徒にも身をもって体験させることが必要じゃないかと。それと、この防犯訓練は市内の小・中学校全

てが実施しているのでしょうか。内容も含めて、範囲内で教えてもらえたらありがたいです。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

市立の小・中学校は19校あるんですけども、昨年度につきましては14校で防犯訓練を実施していました。本年度、令和7年度は、検討中の学校も含め、19校全校で訓練の実施を計画しています。

訓練の内容は様々なんですけども、先週、教育支援センターとかつらぎ警察署の合同で実施した高野口小学校では、いつ、どこに不審者がやってくるのかというのを子どもたちに予告せず、防犯訓練を実施しました。不審者への初動対応は教職員になりますので、不審者をあおらず対峙して、子どもたちを教室などに安全に避難させること、それから、職員室から警察へ連絡し、警察官が到着するまでの時間を稼いで、到着後に取り押さえるという内容でした。その後、子どもたちは体育館で教育支援センターによる登下校時に不審者から身を守るための基本行動原則を学び、教職員はさすまたなどの使い方、防御をご指導いただいたところです。

以上です。

○議長（田中博晃君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

ほんまにさすまたの使い方とか、そんなのかつて、日頃から訓練しておらんなかなかできやんことやと思うんで、やっぱり定期的に訓練は全校で実施してほしいと思っております。

その次の質問ですけども、次にハード面で、答弁の中で、学校への不審者侵入に備える施設面の対策を進めるため、国の交付金を活用し、本年度の予算に校門付近への防犯カメラの設置のための経費を計上していると答弁が

ありましたが、カメラは何台ぐらいつける予定でしょうか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

現時点での計画ではありますが、設置台数は小学校14校に23台、中学校5校には7台を予定しています。全ての小・中学校に1台から2台の設置を考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

今の数字、1校当たり1台から2台になるということで、その台数で大丈夫なんかなというのと思うんですけども、せっかく国の補助金を使ってしようかなというんやったら、もうちょっと台数を増やすとか、そんなんはできないんですか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

どれだけ台数を設置すれば大丈夫なのかというのを数値的に示すことは難しいんですけども、台数というより人の出入りなどのどのポイントにカメラを設置すれば効果的なのかというのを考えています。これは学校の先生方とも一緒に考えていくんですけども、どの付近につければ広角的に捉えられるか、この学校はいつも来校者、侵入者を見張っていますよ、監視していますよというアピールにもなりますので、限られた台数になりますけども、必要な場所を考えていきたいと思えます。

○議長（田中博晃君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

その考えは理解をさせていただきましたけども、設置場所については一番現場をよく知っている学校の先生とよく話を聞いて、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次の質問ですけども、教育支援セ

ンターでは、子どもたちの通学路を定期的に巡回し、パトロールと防犯啓発活動を行っていますと答弁がありました。私も毎朝、子どもたちの見守りをさせていただいていますが、声をかけることで子どもたちからまた元気をもらうということもあります。通学路のパトロールは分かるんですが、防犯啓発活動についてもう少し内容を説明していただけますでしょうか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

子どもたちには不審者から身を守るための基本的な行動原則として、「いかのおすし」というのがあります。これは、知らない人についていかない、誘われても車に乗らない、危ないと思ったら大声を出してすぐ逃げる、そして近くの人々に知らせるということなんですけども、これを繰り返し指導することで、子どもたちが自分の身は自分で守れる、そういう力を育むということに努めています。

また、教職員はさすまたの使い方、実演を交えてご指導を受けているところなんですけども、これは前の青少年センターから今の教育支援センターに引き継いで実施をしているところです。

加えて、和歌山県警によりますきしゅう君の家の取組みにも協力いたしまして、いざというときの駆け込みの場所を確保していることをお知らせしています。

以上です。

○議長（田中博晃君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

先ほども言いましたけども、繰り返しというのは本当に大事なことです。繰り返すことでやっぱり身についてくると思うし、お願いしたいんですけど、少し話は変わるんですけど、先月、5月には大阪西成区の小学校前の市道で、小学生7人が車にはねられ、重

軽傷を負うという事件もありました。先日、国へ平木市長と一緒に別件で要望に行ったときに、国会議員の公明党、浮島議員から、学校や通学路の安全確保に向けたスクールガードリーダー等の見守り活動の充実や、警察や保護者、PTA等との連携のくだりで、見守り体制の一層の強化を図る、地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業というのを紹介してくださいました。地域の見守りを増加する、増員するときに、一部補助対象になるということですが、本市はその事業を活用されていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ただ今ご紹介いただきました地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業につきましては、現在活用はしていませんが、かつては警察OBの方に市から委託をして、専任のスクールガードリーダーに校舎内外の見守りをしてもらい、改善点について学校関係者と協議しています。

見守り体制につきましては、青少年育成市民会議の皆さまをはじめ、地域の方々に子どもたちへのご協力を頂いております。この長年引き継がれたご協力のおかげで、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制は一定構築できていると認識をしております。今現在も370名の方にボランティア登録を頂いております。感謝の念に堪えません。

今ご紹介いただいた補助制度の活用というよりは、現在の協力体制を継承していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

本市が取り組んでいることとよく似ているということでお伝えさせてもらいましたが、本市は既に地域の子どもの見守りに協力体制が出来上がっているということは大変あ

りがたいことです。私もそのボランティアの1人になっていますが、ぜひこの関係を続けてほしいと思いますので、お願いします。

それでは最後に、今回の一般質問のきっかけとなった他市の事件を受けてお聞きしたいんですけども、子どもたちを守るために今の大人や学校が考えるべきことについて、教育委員会としての見解をお聞かせください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校は本来、安心して子どもたちが学ぶ場所であるべきところですが。他市の事例で申し上げにくいところもあるんですけども、今回の事件の発端となったのは、子どもに関する保護者からの学校への相談が思わぬ形に転換してしまったということが報道されておりまして、一つ間違えば同じことがほかの学校でも起こりかねないということで、全国の学校が危機感を抱いたと思います。

そうなりますと、ふだんから保護者とのコミュニケーションを大事にしておくということが挙げられます。ホームページなどで学校の活動報告や保護者向けへの情報、行事予定などは学校は掲載をしておりますけども、保護者の皆さんに学校の状況を把握していただいて、子どもの教育を家庭においてもサポートしてもらうことで、子どもの成長と一緒に応援することができます。そういう学校と保護者との関係づくりが大事になると思います。

見解は以上です。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ご質問ありがとうございます。

今、部長からも答弁させていただいたように、いろんな子ども間のトラブルというのは起こりますが、その周りにいる大人が同じ方向を向いて、子どもにとって何が大事なんだろうということと一緒に話し合える関係づ

くりをしていくというのは、本当に基本的な姿勢として持っていきたいと今も思っているところです。

けれども、なかなか同じ方向を向きにくい、認識の違いとかずれとかってあるケースというのもあります。実際に私たちのところでもあるわけなんですけれども、そこは丁寧に対応していくしかないのかなと、そんなふうにも思っておるところです。ただ、どうしても埋まらないケースもあったりもします。けれども、そのときにはやっぱり子どもにとっていいのはどういうことかなというのを関係者の中で話し合った上で、進めていきたいと思うのが基本的なところですよ。

そして、これは先ほどの質問の中にもあったんですけども、もしもということに備えて、やっぱり何度も何度も訓練をしていくということが大事かなと思います。

そして、いろんな情報を共有するというのも大事です。学校と警察と、去年までは青少年センター、学警青という組織がありました。今は学校と警察と教育支援センターが一緒になって情報交換、実践の交流をしたりする場面も年何回か持たれております。そういったところで、こういうところが大事なんだよという辺りをみんなで共通理解して共有していきたいと、そんなふうにも思っているところです。

何よりも周りの大人が子どもに向けるまなざしを同じ方向へ向けていく、そんな取組みをしっかりとこれからも取り組んでいきたいと思えます。

○議長（田中博晃君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

今回の立川市の事件は本当に衝撃的で、最初にも言いましたが、学校というのは安心できる場所というのがことごとく崩されてしまったというふうに思います。教育長もおっし

やってみたいに、子どもたちとの関係づくり、親御さんとかの関係づくりというのは、これからもっともっと大切になってくるんじゃないかって。

だから、私は早朝元気にあいさつ運動って、あいさつから、今まで知らない人でも、おはようございますと言うたら、知らん間にいつの間にか話をしてくれるって、そういうちょっとしたことから、大きなことはできませんが、小さなことからこつこつとやっていくということが大切じゃないかなって。

ほんで、通学に関しては、先ほども部長もおっしゃっていましたが、たくさんの方が見守りをしてくれとると。見守り隊に交通指導員の皆さんが各地で守っていただき、安全に事故もなく登校できているということで、また最近では、橋本防犯パトロールというボランティア団体を立ち上げてくれた人がいてまして、警察と連携しながら、子ども、高齢者を防犯から守るための活動をしてきています。また、そういった自主的に市民の安心安全を守る活動をされている皆さまに敬意を表し、感謝申し上げます、一つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君） この際、10番 垣内君の質問項目2、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

10番 垣内君の質問項目2、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画についてお答えします。

第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画は、令和6年度で第2期計画の計画期間が満了となることから、全ての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることを目的に、令和5年度・6年度の2か年間でかけ策定しました。

第3期計画では、主な新規・拡充事業として、子育て世帯訪問支援事業、産後ケア事業、こども誰でも通園事業、妊娠等包括相談支援事業を計画しています。

まず、子育て世帯訪問支援事業ですが、家事、子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的としています。

次に、産後ケア事業は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図り、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えることを目的としています。

こども誰でも通園事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所・認定こども園などを利用できる制度です。

妊娠等包括相談支援事業では、妊婦・その

配偶者などに対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

第3期計画では、あらゆる状況に置かれている子どもを切れ目なく支援していくこと、また、子育て家庭を含めて地域全体で支えていくことが全ての子どもの健やかな成長、ひいては本市のまちづくりにつながるものと考えています。

子どもたちをみんなで育てることで、子ども、親、地域が「ともに育つ」まちをめざし、引き続き計画の推進を図ってまいります。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

一つ目の質問で時間を取り過ぎてしまいまして、端的に行かせていただきます。

第2期計画よりスクラップ・ビルドした事業はございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）スクラップした事業はございませんけれども、本市におけるゼロ歳から11歳の児童人口が減少傾向にあることを踏まえまして、第2期計画から事業は継続しておりますけれども、例えば妊婦健診事業であるとか、乳幼児全戸訪問事業など、確保の内容といたしますか、供給量を見直し、減少している事業というのはございます。

また、ビルドにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたような新規・拡充事業を新たに計画のほうに盛り込んでおります。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

いろいろまた考えていただきまして、うれしく思います。

新規・拡充事業の実施ができるよう、令和7年度予算や職員体制には十分反映されていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず予算についてですけれども、必要な予算というのは計上してございます。その中でも産後ケア事業につきましては、令和6年度より予算をさらに増額いたしまして、利用者の自己負担額の軽減ですとか、妊娠届け時の利用助奨というのを行っております。

また、職員体制についてですけれども、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠等包括相談支援事業の実施に伴いまして相談支援や保健指導を行うため、助産師の資格のある職員を配置いたしまして、必要な情報提供や相談に応じてございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

この産後事業ケアについては、この間から赤ちゃんを抱えた女の人のご相談に来ていただいて、もっとケアしてくれるところがないのかなということでご相談いただいて、こども課のほうへ行ったら、そういった事業所を新たに立てていただく方がおられまして、すぐに利用できるようになったということで、ものすごくお母さんからも喜んで、すぐに使えたということで、近くにできたということで喜んでくれていましたので、担当の職員の皆さんにもよろしくお伝えください。ありがとうございますということで。

次、こども誰でも通園事業という、これもええことやと思います、ライフスタイルに合わせてということで。こども園や運営法人は、こういうことをするという事は理解を得られていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）このこどもでも通園事業につきましては、令和8年度から事業の開始というのを予定してございます。これまでも園長会などにおきまして事業の概要の説明などを行っておりますけれども、本年度も引き続き、市内の民営園に対し必要な情報を提供しながら、事業実施に向けて協議のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）時間がないので一つ飛ばさせてもらって、児童福祉のさらなる向上に、今後、必要と考えることはございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同年12月にこども大綱というのが閣議決定されました。こども大綱は、こども基本法に基づいた子ども政策を総合的に推進するための基本指針でございまして、子どもの利益を最優先に考えた政策、取組みを国の中心として据えることがめざされております。

本市におきましても、全ての子どもが健やかに育ち、また安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、このたび、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定し、先ほど来、お答えさせていただきましたような様々な事業を新たに、あるいは拡充して実施することとしております。

ですので、この第3期計画を着実に推進していくことで、児童福祉のさらなる向上というのを図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

橋本市も子育て日本一をめざすまちと宣言した以上、やっぱり日本一、何が日本一か分かりませんが、何か日本一をめざす、そういった思いを職員の皆さんが持っていたきたいと思います。私自身も子育てしやすい橋本市をつくるという、先ほども言いましたが、何ができるかと考えたときに、まず僕ができることをやっていこうと思って、朝の子どもの見守りとか、させていただくんですけれども、大きなことからすぐにできるということはなかなか難しいと思うんです。

だから、自分が今何をできるかということを考えていただいて、子育て日本一をめざすまちということで頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

二つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、橋本市メンタルヘルスケアの取組みに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）橋本市メンタルヘルスケアの取組みについてお答えします。

一点目の本市職員のメンタルヘルス対策と病気休業後の職場復帰支援についてですが、本市では職員のメンタルヘルス対策の一環として、セルフケアとラインケアのメンタルヘルス研修を毎年実施しています。

セルフケア研修は全職員を対象としており、職員が自分自身のストレスに気づき、適切に対処するための知識や方法を身につけることを目的に実施しています。

また、ラインケア研修は、管理職及び係長以上のポスト職を対象にしており、上司が部下のメンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対策を講じることができるよう実施しているものです。

その他の取組みとして、職員がいつでも相談できるように、相談窓口を周知しています。職員課などの内部相談窓口のほか、市町村職員共済組合など外部の相談窓口、産業医面談など、複数の相談窓口を周知することで、職員が相談しやすい体制を整えています。

内部相談窓口に相談があった場合は、直接相談に応じたり、産業医との面談を調整するなど、状況に応じて適切な対応に努めているところです。

また、職場復帰支援については、病気などの理由で長期休業を取っている職員が職場復帰をめざす場合、まずは、職場復帰訓練が可能かどうか、主治医の診断書などを確認した上で、当該職員との面談により、職場復帰訓練をしたいかどうかの意向を確認しています。

職場復帰訓練にあたっては、段階的に復帰を進めるための計画書を作成し、当該職員に説明した上で、その計画書に基づいて職場復帰訓練を実施しています。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）次に、二点目の市民病院でのメンタルヘルス対策や病気休業後の職場復帰支援についてでございますが、まず、市民病院におけるメンタルヘルス対策について、職員が抱える悩みに対する相談窓口として、市民病院職員課で対応し、また、必要に応じ、市民病院の産業医との面談を実施しています。また、院内にカウンセラーも配置しておりましたが、令和7年4月からは体制を強化するため、専門的な資格を有する公認心理師を採用し、患者さんやそのご家族だけでなく、病院職員のメンタルヘルスの対応強化を図っています。

本年4月には、公認心理師による管理職向けのメンタルヘルス研修を実施し、今後は市民病院職員課人事研修係と連携を図り、研修

内容を充実させ、職員のメンタルヘルスに対する意識の醸成を図っていきたいと考えています。

また、外部相談窓口としては、和歌山県市町村職員共済の専用ダイヤルや厚生労働省が開設している働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」での相談窓口を紹介させてもらうなどの対応もしています。

また、ストレスチェックについては、全職員を対象に毎年実施し、高ストレス者には産業医との面談を推奨しています。その結果、職場環境の改善や職員の負担軽減を図るなどの個別対応が必要となる場合は、市民病院職員課と所属長が連携を図り、その対応に努めています。

次に、心身の故障により休職している職員への対応については、所属長との面談や必要に応じ、産業医との面談を実施し、職員の現状把握に努めるとともに、職場復帰に向けた支援を行うようにしています。しかしながら、職場復帰に向けた支援については、心身の故障における個人差、また医療現場という特殊な要因もあり、現在は公認心理師や外部の社会保険労務士等と連携を図り、その対応策の検討を図っています。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

公認心理師を採用されるということですが、何名採用され、もう少し具体的にどのような業務に携わってもらうのか教えてください。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

まず、本年4月1日に採用いたしました公認心理師は1名となります。公認心理師につきましては、平成27年に公認心理師法が公布

されまして、平成29年に全面施行となった資格となっております。法制定の目的といたしましては、この資格を定めて業務の適正化を図って、国民の心の健康の保持、増進に寄与するものになっております。

主な業務といたしましては四つほどあるんですけども、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析、心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導、その他援助、三つ目に、心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導、その他援助、四つ目に、心の健康に関する知識普及を図るための教育及び情報の提供といったものがございます。

市民病院では、ただ今申し上げさせていただいた業務内容を基に、患者さんやそのご家族への心理的なご支援と職員へのメンタルヘルスケアの業務に携わってもらう予定となっております。

先々週なんですけども、この採用いたしました公認心理師のほうに他病院での研修を受けていただきまして、既にこれまで個別に相談等の支援に携わっていただいていた部分もございしますが、例えばがん患者さんへの支援の場合、主治医や緩和ケア認定看護師等の連携を図っていただいております。今後は、その業務の幅を広げてもらう予定となっております。

特に職員のメンタルヘルスケアにつきましては、産業医の先生や社労士の先生と情報共有、交換を行ってもらい、現在は市民病院の職員課と、心身故障等により長期に休業されている職員の職場復帰のための支援について協議が進められています。

このように、公認心理師は専門性を生かした国家資格として、今後、医療の現場や職場においてもその必要性がますます増大してく

るというふうに考えております。将来的に増員も検討していかなければならないというふうにも考えておるところですが、まず、医師、看護師、産業医等との連携を図って、その支援体制の確立をめざしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

それでは次の質問ですけども、メンタルヘルス研修について、今年度4月に管理職向けの研修を実施したということですが、病院として今後の計画があれば教えてください。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）お答えさせていただきます。

過去におきましては、年1回、職員向けのメンタルヘルスケアの研修も行っておりましたが、新型コロナウイルス等によりまして研修が実施できていなかった期間もございました。職員へのメンタルヘルスケアについては、この間、産業医が中心となって個人面談等を行っていただきまして、支援を行ってきたところなんですけども、職員全体への研修などにつきましては、当時の対面を基本とした実施をやっていたんですけども、中断もあったということで、今はウェブ研修も一般的になってきておりますので、今後は当時の反省点も踏まえまして、昨年10月に市民病院機構改革を行いまして、総務課から職員課ということで職員に関する業務を独立させておりますので、その中でも人事研修係ということも今回設けさせていただいております。

ということで、公認心理師等との連携を図りまして、今後、計画的な研修プログラムの作成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

それでは、職場復帰支援について、いろい

ろ難しい問題はあると思うんですけども、これまでどのような支援を実施してきたのか、また、今後どのような復帰支援を検討しているのか、可能な範囲で結構ですので、具体的にお伺いします。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）お答えさせていただきます。

職場復帰支援につきましては、心身の故障等によりやむなく休業、退職されている職員については面談等を実施したり、例えば看護師の場合、面談等を通じて、当面の間、夜勤を免除させていただいたり、当該職員の心身の状態に配慮しつつ時間休を取ってもらうなど、限られた体制の中ではあるんですけども、支援をさせていただいております。まだまだ不十分なところもあるかもしれませんが、ご理解を頂きたいということと、また今後は、公認心理師等とも連携を図りながら、支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

具体的な支援につきましては、まだ検討段階ではあるんですけども、例えば心身の故障により退職されている職員が、生活のリズムの確保や基礎体力や活動性の向上、病気を理解するために疾病教育、気分の安定、調整管理をするためのセルフケア、セルフコントロールの知識や技術、こういったものを獲得していただいて、病気の回復、再発防止に向けて、今いろいろ考えさせていただいております。外部の専門機関と連携したプログラムもできないかということで、検討をさせていただいているところでございます。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

心身の故障だけでなく、いろいろな理由で長期間お休みされている方もいらっしゃると思うんですが、例えば看護師などは、職場に欠員が出たからといって看護師不足でもあ

り、すぐに代替の職員が補充できるようなものではないかと思うんですけども、そのような場合、どのようにされていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

もちろん人事異動等で対応できるのであれば、そういったことも検討いたしまして、即座に対応のほうをいたしたいというふうに考えておるんですけども、おたしのとおり、決して各職場、勤務体制が十分であるとは言えませんので、基本的に当該部署のスタッフの協力の下、医療看護の質の低下を招かないようにサポート体制を取ってもらっている状態でございます。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

次、心身の故障が原因で仕事を休まれている方々のご家族への支援などはございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）お答えさせていただきます。

心身の故障が原因で休業、退職されている方々のご家族への支援ということですが、現在、市民病院においてはございません。相談があった場合につきましては、さきの答弁でも申し上げさせていただきました市町村共済の専用ダイヤル、厚生労働省のほうで開設されております「こころの耳」ポータルサイトのほうを紹介させていただいて、少しでも支援になればというふうに考えております。

直接的な支援につきましては、支援体制の問題もございますので、調査研究のほうをさせていただきますというふうに考えます。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）どうもありがとうございました。

メンタルヘルスについては本当に難しい問題というか、いろんな事情でそういった病気というか、そういうふうに悩んでおられる方がいてるんでね。仕事でなったり、ご家族のことであったりとか、いろんな状況でそういうふうになられていると思うんですけども、私自身も精神的にかなり追い詰められたときもありました。でも、そんなときでもやっぱり優しくというか、声をかけてくれるとか、ほんで、私の今こんな状況の中でも心を寄せてくれる人とか、そういったことで僕はものすごく、今でもほんまにそういった方には感謝しているんですけど、うれしく思います。

だから、ほんまに何でもそうですけども、いきなり何もかも解決できるということが無理なことなんですけど、先ほども言いましたけども日頃の積み重ねで、おはようございますのあいさつから始まって、信頼関係というのは僕、つながっていくと思うんです。ですから、病院内で忙しいか分かりませんが、事務局長も、それで病院管理者も来られていますので、そこら辺が率先して、おはようございますとか、こんにちは、今日はどうか、何もないとか、そういったちょっとした声かけをしてくれたら、職員でも、見てくれとる、自分を見てくれとるという、そういった思いになると思うんです。

それと、病院内での管理職、上の立場の人らが一つにならんことにはうまいこといかなと思うんです。何ぼ管理者が一生懸命こないしようと思っても、事務局長が違う方向を向いてしまったらあかんし、やっぱり日頃の信頼関係で心が通じ合えてこそ一つになれるということ、それ一つになれば、下の人らかって、あの人らがこういう方向やな、あの子はこんなことを言うけど、この人はこんなことを言うとか、そういったことがないように、やっぱり一つになってもらって、職員を

大切にするというか、声をかけて、一日でも長く働いてもらえる、元気に働いてもらえるような体制を取っていただきたいというのを思います。

もちろん市役所内でも同じですけども、職員にちょっとした目配り、気配りというんですかね、声をかけていただいて、やってくれていると思うんですけども、そういったことを続けるということが、何でも、あいさつも続ける。つくるのは簡単です、いろんな条例とかそんなんも。でも、続けるということは本当に大変です。そこをみんな職員も含めて、もう一度、思っていたきたいと思わせて、今回は私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番10、12番 小林君。
〔12番（小林 弘君）登壇〕

○12番（小林 弘君）皆さま、改めまして、こんにちは。よろしくお願いいたします。

苦労という字を幸せと読みながら、日々頑張っております。新政会、小林弘でございます。お願いいたします。

5歳児健康診査の導入についてということで、一つでございますけども、5歳児健康診査は、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如多動症（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいを早期に発見し、特性に合わせた適切な支援につながることを主な目的としており、母子健康法で実施が義務化されている1歳6か月や3歳児健康診査と異なって、市町村の任意実施となっています。

こども家庭庁は、出産から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとし、令和6年度から財政支援・必要な技術的支援を行うことにより、5歳児健康診査

の実施を推進しています。実施することにより発達障がいも早期に発見し、少しでも早く支援につながることで、入学後も子どもや保護者が困ることなく学校生活を送ることができると考えますが、5歳児健康診査導入についての市の見解をお伺いいたします。

1、現在、実施している乳幼児健康診査の内容について。

2、5歳児健診実施に向けた考え方についてお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）12番 小林君の質問、5歳児健康診査の導入に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）5歳児健康診査の導入についてお答えします。

一点目の現在、本市で実施している乳幼児健康診査の内容についてですが、母子保健法にて義務付けられている健診として、1歳8か月児健診と3歳6か月児健診を実施しています。これらの健診では、内科及び歯科の診察、身体計測や保健師による健康相談を行うとともに、希望者には歯科及び栄養の相談も行っています。さらに、3歳6か月児健診では、併せて尿検査や目の屈折・眼位検査も行っています。

また、母子保健法で任意とされている健診としては、4か月から5か月児健診、10か月から11か月児健康相談、2歳6か月児歯科健診を実施しています。

これら健診に加えて、令和6年4月からは、新生児聴覚検査への一部助成、令和7年4月からは1か月児健康診査への一部助成を行っており、疾病の早期発見・早期治療につなげています。

次に、二点目の5歳児健診実施に向けた考

え方についてですが、本市では子どもの健やかな心身の成長・発達を願い、保健師や発達相談員など専門職員が年代に応じた発達支援を行っています。

1歳8か月児健診以降で保護者が子どもの行動で気になるところや困っている言動がある場合は、より詳しく子どもの発達状況を確認するために発達検査や聞き取りを行い、育児上のアドバイスなどを行う発達相談を実施しており、必要に応じて保健福祉センター内ののびのび教室を紹介し、利用につなげています。

こども園などに入園後、子どもは集団生活を送ることになりますが、その中で気になる姿が見られることがあります。発達相談員や保育士が市内のこども園などを巡回し、保育状況を園と情報共有した上で、発達に課題のある子どもを早期発見し、保護者に対し子どもとの関わり方についてのアドバイスを行うとともに、保育者に対しては支援のための助言を行っています。また、5歳児については就学に向けた相談も行っています。

議員おただしの5歳児健診について、本市では導入していませんが、このように3歳6か月児健診以降も保護者、こども園、学校などと連携して、適切な就学先について協議し、支援の必要な子どもに対しきめ細やかな対応を行っています。また、こども園などにおいても、健康診断の実施や発達・健康に関する相談なども行っていることから、国が5歳児健診に掲げる発達障がいの早期発見・少しでも早い適切な支援という目的に沿った取り組みは行えているものと考えています。

○議長（田中博晃君）12番 小林君、再質問ありますか。

12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

まず、一点目の答弁についてですけども、母子健康法で任意とされている4か月から5か月児健診、10か月から11か月児健康相談、2歳6か月歯科健診を実施していただいているとの答弁ですが、ほかの自治体において、これ以外に任意で5歳児の健康診査以外で、これはいいことをされていると思うようなことがあれば教えていただきたいんですが。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）生まれてから1歳までは月齢に応じた発育・発達、疾病の早期発見・早期治療が、その後の健やかな成長に必要となっておりまいます。現在、市が実施している1歳までの健診としては、先ほど壇上でお答えさせていただきました4から5か月児健診、10から11か月児健康相談というのがあります。それぞれ身体測定など体の状態のチェックに加えまして、4から5か月児健診では主に首座りの確認、10から11か月児健康相談ではお座り、寝返りなどの発達を確認しています。

また、一般的には生後五、六か月頃に離乳食を開始するために、本市では4から5か月児健診で赤ちゃんの成長を確認し栄養指導を行っています。こういった離乳食の進み具合のフォローや相談の機会として、6から7か月児に対する健診を行っている自治体というのはございます。本市では、6から7か月児健診というのは行っておりませんけれども、赤ちゃんによって成長には個人差もあることから、各健診で経過観察が必要な赤ちゃんや相談を希望する保護者の方に、日程をしっかりと確保させていただいて、フォローアップのほうを行っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございました。

令和6年4月から新生児聴覚検査への一部助成、令和7年4月からは1か月児健康診査への一部助成に取り組んでいただいております。このことですが、助成内容について、どのような助成の内容をされているのか教えてください。また、これ以外に助成して取り組みたいことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、新生児聴覚検査は、耳の聞こえ、聴覚の障がいを早い時期に発見するために、生まれて間もない赤ちゃんを対象として、ほとんどが出産した病院で退院までに行われている検査です。

また、1か月児健診は、出産医療機関で生まれてから1か月の間に行われまして、赤ちゃんの体の発育状況を確認して、疾病等の早期発見・早期治療のために行われる健診です。どちらも妊娠届け出時に、妊婦健診分と併せて受診票のほうを交付させていただいて、医療機関に提出していただくことで検査費用の助成を受けることができます。

これら以外で助成に取り組みたいこととしては、現在、妊婦歯科健康診査の開始というのを検討してございます。妊娠中はホルモンのバランスの変化やつわりなどで虫歯や歯周病のリスクが高まって、歯周病が原因で早産や低体重児の出産を引き起こす可能性がございます。また、母親に虫歯があると、唾液などを介して感染するおそれもあることから、これらのリスクを早期に発見し適切な治療や予防につなげるため、妊婦歯科健康診査の助成を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

次に、三点目ですが、令和7年6月時点のゼロ歳児から5歳児の人数について教えてく

ださい。その人数に対して保健師や発達相談員の数は十分に足りていますか、教えてください。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）令和7年5月末での数字になりますけれども、ゼロ歳が275人、1歳が295人、2歳で305人、3歳が373人、4歳が353人、5歳が382人で、合計1,983人というふうになっております。

その人数に対して保健師などの専門職の人員が十分かというおたしだと思っておりますけれども、さきにお答えさせていただきました、現在、本市が実施している各種健康診査でありますとか発達相談、支援が必要な子どもへの対応などについて、今の人員体制で滞りなく行えるように、各職員互いに協力、連携しながら日々取り組んでおるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

そしたら、保健師と専門職員、十分みんなで頑張ってくれているという理解でよろしいかと思います。ありがとうございます。

本日、こども家庭応援係の皆さまはしっかりといろいろな取り組みをしていただいております。このことで、安心をまずいたしました。そしてさらに妊婦歯科健康診査の助成も努めていくとのことですので、よろしくお願いいたします。

5歳児の健康診査については導入されていないということですが、また、皆さんの希望が多くなってきたら、そういうのもやってみるのもいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

これからも橋本市の大切なお子さまのためにますます活躍をよろしくお願いいたします、質

間を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）12番 小林君の一般質問は終わりました。

この際、1時55分まで休憩いたします。

（午後1時42分 休憩）

（午後1時55分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の普及と支援体制の構築について質問をさせていただきます。

人生会議、すなわちアドバンス・ケア・プランニングは、その頭文字を取ってACPと言われています。まだ一般にはあまりなじみがないかもしれませんので、その概要についてご説明させていただきたいと思います。

アドバンス・ケア・プランニング、いわゆるACPとは、アドバンスは前もって、ケアは医療・介護、プランニングは計画するという意味の言葉で構成されており、将来、病気や障がいなどによって本人が意思決定を行うことが困難になる事態に備え、自らが望む医療やケアについて、家族や医療・介護関係者と事前に話し合い、共有をしておく取組みのことであります。

厚生労働省では、このACPの普及啓発を目的として、平成30年から人生会議という愛称を用いて啓発活動を行ってきました。しかしながら、その認知度はいまだに低く、令和4年度の調査では、人生会議という言葉を知っている人は僅か3割にとどまっているとい

う結果が出ております。

我が国は今、世界にも類を見ない超高齢社会を迎えております。このような時代においては、自らの人生の最終段階における医療やケアについてあらかじめ考え、信頼できる人たちと話し合い、意思を共有しておく人生会議が、本人の尊厳を守ることにより、家族や医療・介護従事者の負担軽減にもつながる大変重要な取組みであると考えます。

本市におきましても、今後さらに高齢化が進行していく中で、市民一人ひとりが自分の人生を自分らしく生き抜くための備えとして、人生会議の重要性はますます高まっていくものと確信をしております。

そこで、以下の点について市のお考えをお伺いいたします。

①人生会議の重要性について市はどのように認識されていますか。このACPの考え方は、人生の最終段階に限らず、自分らしい生き方や価値観を振り返る機会となり得るものです。市としてこの取組みをどのように位置付けられておられるのか、基本的な認識をお伺いしたいと思います。

②これまで市として人生会議の普及・啓発にどのような取組みをされてきましたか。今までに市が関わってこられたセミナー、講演会、パンフレットの配布など、具体的な取組み内容についてお教えいただきたいと思います。

③地域包括支援センター、医療機関、介護事業者などとの連携による啓発活動は、現在どのような状況にありますか。ACPの実践には、いろいろな職種や多くの機関との連携が不可欠であります。地域包括ケアの観点から、市内の関係機関との連携や共同で行っている活動をお伺いしたいと思います。

④市民の皆さんが人生会議を自分ごととして捉えるために、今後どのような啓発活動を

予定されていますか。人生会議という言葉聞いたことはあるが、まだまだ自分には関係がないと思っている方も多いのではないかと思います。より実効性のある普及策など、今後の展望についてお聞かせください。

⑤若い世代へのアプローチについて、市はどのようにお考えでしょうか。ACPは高齢者や重病患者だけの話ではなく、誰にとっても関係のあるテーマです。家族や将来のライフスタイルデザインを考える上でも、若い世代の啓発が重要と考えます。学校や職場などを通じた若年層への取組みについて、市のお考えをお聞かせください。

以上、壇上よりの1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（田中博晃君）16番 土井君の質問、人生会議（ACP）の普及と支援体制の構築に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）人生会議の普及と支援体制の構築についてお答えします。

一点目の人生会議の重要性の認識についてですが、超高齢社会の進展、終末期医療など医療技術の進歩などの現状を考えると、もしものとき、自分の意思を伝えられなくなった場合に備えて、自分が希望する医療やケアについて、事前に家族などや医療・ケアチームと話し合い、共有することは、本人の意思を尊重するために、今後ますます重要性が増してくると認識しています。

二点目の市のこれまでの取組みについてですが、令和6年度から介護予防出張講座のメニューに人生会議を加え、ホームページに掲載し、2団体に講座を開催しました。参加者からは、もらった冊子で家族と話したいという方や、一方で死ぬことについて家族で話し合うことに抵抗があるといった感想がありま

した。

また、在宅医療・介護連携を目的とした伊都医師会への委託事業で、令和5年度及び6年度に訪問看護、特別養護老人ホーム、病院、消防の各担当者から、みとりの現状や今後の取組みについて報告いただくシンポジウムを開催しました。さらに令和6年度は市民公開講座として、「最期に望むのはささやかな日常」と題した講演会を開催しました。

三点目の地域包括支援センターや医療機関、介護事業者などとの連携についてですが、本市では、ケアマネジャーや介護事業者を対象にした地域ケア研修会を毎月開催しており、今年9月には、在宅ケアをされている医師を講師に迎え研修会を、また10月には、特別養護老人ホームにおける最期の迎え方について、職員から実践報告を聞かせていただく研修会を予定しています。

また、在宅医療・介護連携の委託事業においても、医療・介護従事者を対象に研修会を継続して実施します。なお、研修内容については、知識の習得に終わらず、実践形式を取り入れられるような方法を考えていく予定です。

四点目の人生会議を自分ごととして考えてもらう取組みについてですが、多世代が参加するイベントなどの機会でも啓発するとともに、市広報を活用し、自分ごととして身近に感じていただけるような内容となるよう工夫します。

五点目の若い世代へのアプローチについてですが、この人生会議は息子や娘など子どもの代だけでなく、孫の代も一緒に話をすることに大きな意義があると考えています。そのことを四点目でお答えしたイベントや広報などで啓発していくとともに、若い世代の方には、情報発信としてホームページの充実やSNSなどを活用した方法も欠かすことができ

ませんので、これら手法も活用しながら、今後も人生会議をさらに広げていけるよう取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）16番 土井君、再質問ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）大変前向きな、取り組んでまいりますということですのでありがたいのですが、少し質問をさせていただきます。

市としても人生会議、すなわちACPの意義と重要性については、今後ますます重要性が増してくるという認識の下、いらっしゃるというお答えでした。市の取り組みといたしましても、出前講座の中に人生会議を入れていただいております。ホームページで検索をいたしましても、出前講座の下の方ですが、人生会議って出てきました。それしか出ていないんですが、一体何かなと思ったんですが、令和5年、令和6年、令和7年、医療と介護の勉強会も開催していただいておりますし、健康講座も開催していただいているんですけれども、私といたしましては、まだまだ市民の方のみならず、医療関係者、介護従事者の方々には十分に浸透していない状況であるのではないかなというふうに感じておるんですが、市としてはどのようにその辺のところをお感じになっているのでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

講演会でありますとか出張講座など、市でも取り組みは始めておりますけれども、この人生会議について、まだまだ十分な周知、活動というのはできていないのが現状だというふうに思っております。

周知方法の一つとしてホームページへの掲載というのがありますけれども、今後、先進

地の事例など情報を収集させていただいた上で、作成にあたりましては、先ほど下のほうにというようなご指摘も頂きましたけれども、例えば人生会議の意義でありますとか、あと、出張講座の案内など、人生会議について分かりやすい形でのホームページとなるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。

まだまだなかなか人生会議は、浸透しているとはいづらい状況にあるかと思います。人生会議が浸透していない背景としては、まだまだ住民の方がACPという言葉を知る機会が少ないということ、それから実際、介護・医療の現場でも、ACPの正しい進め方が分からないというようなお声もありました。そして何よりも、死であるとか、老いであるとか、延命治療というような話が、なかなか家族の中でも話しづらいテーマであるということが一番やっぱり大きな問題になっているのではないかなというふうに感じております。

いろいろな現時点で橋本市がやっていらっしゃる講習会もあるんですけれども、やっぱり制度として市のほうが市民の行動変容につながるように、より実効性の高い支援体制の整備というか構築というのが必要になるというふうに感じておるんですけれども、ACPの実践というのは、医療と介護の専門職だけに委ねていくというのは問題があると思います。ですので、行政として、行政が地域の中でその橋渡し役的な存在で、明確なビジョンを持って主導をしていく必要があるというふうに感じております。多分、地域包括ケアシステムの中の非常に大事な部分だと感じておりますので、本市においても、今後どのような形でACPを地域の中で持続的に推進し

ていつていかれるのかという体制、どのような体制を構築していかれるおつもりなのかということの中長期的に方針があればお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本市が今現在定めております第9期橋本さわやか長寿プラン21、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、こちらの中におきましても、医療との連携というところで、医療と介護が連携し、人生の最終段階における終末期の迎え方やみとりについて、本人の意思が尊重されるよう啓発するというふうにうたっております。

実際は、直接、患者に接する医師や看護師、介護事業所のケアマネジャーや施設スタッフ、こういった方々が人生会議を始めていただく、取り組んでいただくことになると思いますが、まずは現在、このような方々がどのように取り組まれているのか、その辺りを市としてまず全体像を把握した上で、この人生会議をよりよく進めていくためにはどうしたらいいのかというところで体制整備、考えて努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。

この人生会議の質問をするにあたって、いろいろな行政のホームページ等を調べさせていただいたんですが、他市ではこの人生会議のために、アドバンス・ケア・プランニングシートというのを作っていらっしゃる場所があります。映してもよかったんですが、この薄さを見てほしかったんで、こういうぺらって1枚、もしくは、これはある自治体なんですが、説明書きをして、あともう一枚、これ、全部ダウンロードできます。こう

いう本当に薄い紙1枚でプランニングシートということで、ここにチェックをして、自分がかもしも介護とかが必要に、延命処置治療が必要になったときにはどうしたいかというのを、いつ記入したかという日にちも書いた形で、アドバンス・ケア・プランニングシートというのを作っていらっしゃる自治体が先進的なところではございました。橋本市ではないですね。

こういうなんをぜひとも作っていただきたいということと、そして、あと、こういうのは全戸配布したりとか、希望者に提供したりとかをされています。やっぱり相談窓口をつくるということのも必要だと思うんですけども、地域包括センターとかと連携して相談体制を構築していらっしゃる市町村もありますので、本市でも、ぜひとも人生会議を具体的に進めるためのこういうプランニングシート、それから、相談窓口の整備を今後検討されるご予定はございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、ACPシートについてでございますけれども、このACPシートというのは人生の最終段階における医療やケア、こういったことについて、話し合った内容を記録するシートということで、今もお見せいただいたんですが、質問項目というのはそんなに多くなく、その時々で考えていることや思いというのが、ご本人が変化した際も、簡単に分かりやすく整理して記録できるような、そんなような薄い一枚物というようになってございます。今後、どのような質問内容というか取組み内容を盛り込んでいくのかというのを、先ほども議員、おただしの中でおっしゃっていただいたように先進地、結構お作りになられているところがございますので、その辺りの情報というのを集めさせていただいて、本市版の簡単で、

とにかく分かりやすく取り組みやすいＡＣＰシートというのを作成して、市のホームページであるとか、広報、イベントなどにおいて周知していきたいなというふうに思っております。

あと、市の相談窓口といいますか、についてのおたしでございますけれども、これからこの人生会議、広く進めていくにあたりましては、いきいき健康課、地域包括支援センターを相談窓口として整備してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）大変前向きなご答弁ありがとうございます。これは厚生労働省が推奨しており、啓発活動をしっかり力を入れるように言っておりますので、やっていかなくてはならない事項でございますので、やっていってください。

プランニングシートはないんですけれども、橋本市の場合は、社会福祉協議会のほうが、私の想いノート、エンディングノート、こういうノートを作っているらしいです。これはノートでございますので割と分厚くて、その中の後ろのほうのページの中に、病気になったとき、告知、延命治療についてという欄がございますけれども、なかなかこれをここまで書くと思ったら、大変容量がございますので、これはこれでエンディングノート。エンディングノートはエンディングノートで置いておいて、また、プランニングシートはプランニングシートとして作っていくというほうが有効的なのではないかなというふうに感じますので、その辺、作っていただけるということでございますから、よろしく願いいたしたいと思えます。

ただ、プランニングシートは書いて終わりじゃなくて、やはりいろんな生活状況、それ

から、自分の体の健康状態によっても考え方が変わってまいりますので、その都度その都度、書き換えられるような形のものがいいかなと思います。

それと、もう一点、私、自分の自席のほうにあんしんカプセルを置いてきてしまったんですけど、社会福祉協議会であんしんカプセルというのをつくっていらっしゃるんですね。冷蔵庫の中にこういうカプセルを入れておいたら、いざ何かあったときに消防の方が冷蔵庫を見て。これです、あんしんカプセル。これも社会福祉協議会で配っていらっしゃるんですね。この中に入れられますよね。プランニングシートであったら、同じような形でこのあんしんカプセルのお薬の状況とかと一緒に、こういうなんも一緒に入れられますから、自分がどのような処置、治療を望んでいるのかということも、消防も確認できる。日にちも書いてあったら、何月何日のときには自分はこういうことを望んでいますということも分かりますから、ぜひとも消防本部とも連携を取って、社会福祉協議会とも連携を取って、人生会議のこのプランニングシートというのを進めていっていただきたいと思えます。

私、このエンディングノートを頂きに上がったときに、同じように、少し私より先輩の感じの方が「エンディングノート、どこでもらえますか」というふうにご相談に来ていらっしゃいました。やっぱり聞くところによると、今これ、配布が2016年が初版で、2024年で第3版までいっていらっしゃるということです。結構、2024年のときには234冊エンディングノートも出ておりますし、2025年には15冊出ていそうですし、あんしんカプセルに関しては、平成24年開始されて、令和6年の3月末で6,562件の方がこれをもらいに行っているということなんです、やっ

ぱり皆さんご興味はおありだと思うんです。

だから、その社会福祉協議会とも連携して、エンディングノート、それからあんしんカプセルを下さいと申し込まれた方に、人生会議というこういうプランニングシートもあるんですよという形で説明も含めてお渡しただけで、一緒にこの中に入れておいてくださいねということが言えたら、もっともっと広まっていくと思いますので、違う組織やと言われたらそれまでなんですけれども、社会福祉協議会はちゃんと市から委託をしておりますので、その辺のところ、市のほうがイニシアチブを取って、こういうことをやってくださいというような形でお願いをしていただいて、入れていただくようお願いをしたいと思います。

消防本部、このあんしんカプセルに、もしもそういうプランニングシートみたいなのが、ACPのシートが入っていたら、どんなふうな感じだと思われますか。消防長。

○議長（田中博晃君）消防長。

○消防長（永井智之君）あんしんカプセルにACPの結果というんですか、内容を入れていただくということは、救急隊の活動について心肺蘇生を望まない患者さんというのは結構増えてきておりまして、救急隊員がエンディングノートもしくはACPの結果を見て、本人の意思を尊重して、救急活動をせずというんですかね、搬送もせずという場合もありますし、心肺蘇生をしないという、そういうふうな判断の一つの要因となるような、そういうふうな内容の情報となるとと思いますので、重要な情報となるとと思いますので、あんしんカプセルにそのような情報を提供していただくというのは非常にありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ナイーブな問題なので、ころころ人の気持ちも変わりますので、いつの話かというのもちょうど書いておかないといけないですし、ご家族の希望もありますから、その辺は専門機関としっかりと調整、連携を取られて、進めていっていただきたいと思います。

次に、もっと日常生活の中に人生会議というのが、重病患者さんとか、それから終末期の方だけでなく、日常的な地域活動の中で介護予防事業であるとか、世代間交流の場面を活用して、こういうテーマについて話し合ってもらいたい。お茶会形式のワークショップをやったりとか、それから、もしバナゲームってあるんですけれども、みんなよく危機管理の面においても何とかゲームってありますよね。同じような形でもしバナゲームがあります。そういうなんを活用して他市で効果を大変上げていらっしゃるという事例もございますので、橋本市ではサロン事業が大変充実しておりますので、そのサロン事業の中でももしバナゲームであるとか、人生会議の出前講座をもっとしっかりとやっていただきたいと思います。

厚生労働省のほうでは、11月30日をみとりの日、みとられる日として、人生会議の日というふうに決めているということでございます。橋本市といたしましても、11月はちょうどまなびの日がございますので、11月ちょうどそのまなびの日なんかにも、いきいき健康課が出していただいて、地域包括ケアセンターが出していただいて、そういう啓発活動に努めていただきたいなというふうにも思いますし、今日は市職員の1年から5年までの方がいろいろ聞きにいらっやっていますけれども、人生会議ってあるんや、市も推奨していかなあかんのやというのを分かっていただけということは非常によかったかなと思います。

ますし、職員の間でもまだまだ浸透しておりませんので、もっと啓発活動の仕掛けづくりですね、身近なところでの仕掛けづくりについてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）ありがとうございます。

いろいろと周知、この人生会議について広めていく進め方の一つとして、今、議員おただしの中でもございましたけれども、例えば身近な地域の団体、老人クラブであるとかサロンの事業、そういったところへの出張講座という形で広めていきたいというふうにも考えております。

その講座の内容といいますかプログラムについてなんですけれども、先ほど壇上の答弁でもさせていただきましたように、講義形式というんですか、一方通行になるだけではなくて、動画を見ていただいたり、これもおただしの中でございましたもしバナゲームであるとか、あと、ロールプレイなど、とにかく気軽に取り組んで内容を理解していただくというような工夫をして、行っていききたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ぜひそのようにお願いをいたします。

次に、枚方市なんですけれども、すごい先進的に取り組んでいらっしゃいました。介護や医療の専門職から、その中で人生会議を働きかけるタイミングというのが大変難しいというような声があったので、その取組みを進めていくために医療や介護の専門職向けの専門職によるアプローチガイドということで、ACPの実践の手引というのを作成されたそうでございます。

本市においても、実際のACPの場にケアマネジャーも参入、介入するという前提で、実践の手引などが作成されたりするのがいいのかなというふうに思いますが、実際の進め方などへの教育体制ですね、指導体制というか、それとか介入方法などの構築というのが必要なのではないかなと思うんですけれども、その辺のお考えはあるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）専門職向けの手引でありますとか教育体制、介入方法などの構築というのは、本市単独で決めていくというのはなかなか難しいところでございますので、例えば橋本保健医療の圏域の在宅医療・介護連携事業、そういったものも活用していくなど、実際に人生会議に関わっていただくことになる医療や介護の関係者の方々と連携しながら、そういう手引の作成であるとか、こういう体制づくりというんですか、そういうものについて検討して構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）なかなかその冊子づくりは大変だと思いますので、ホームページを調べましてもいろんな先進事例はたくさんございます。人生会議というのを入れるだけで、人生会議とはというところからものすごく細かくやっている自治体もございますし、残念ながらなかなか和歌山県では、まだ先進的に取り組んでいらっしゃるところはあまりないようでございますので、ぜひとも橋本市が先陣を切って進めていただけたらと思うので、前向きなご答弁ばかりですので大変ありがとうございます。

次に、実践形式を取り入れながらというお話がございましたけれども、研修をした後のフォローというか、研修をして終わりという

ふうにならないように、継続的に定期的なフォローやアプローチというのが必要だと思うんです、受講をされた皆さま方の後ですね。行動変化を把握するための評価のシステム、仕組みというのも重要だと思いますので、こうした評価指標の整備であるとか、研修後の活用事例を皆さんで一旦共有すると、成功事例とか失敗事例とかがあると思うんですけども、なかなかナイーブな死というものの向き合い方になりますので、その辺の今後どのように取り組んでいかれるというのは、何か検討材料というのがございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）これまでも講演会でありますとか研修会を開催した際は、毎回、アンケート調査といいますか、実施をいたしまして、皆さまの理解度とかというのを確認させていただいております。また、そのアンケートを取りまとめまして、振り返りも行っているんですけれども、実際におただしにございましたような前回と比較してどうなっているのというような追跡の評価というんですか、フォローアップするまでには正直至っていないのが現状でございます。

今後、人生会議の研修を受講していただいて、実際、その研修が現場、実践的にどのようにつながっているのかというのを進めていく中でフォローアップできるように、今後、これから評価指標の内容というものについても検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。

次に、若年層への啓発ということなんですけれども、ホームページやSNSを活用して発信していただけるということですけども、なかなか自分の親と、自分の親のもしもあな

たが死んだらみたいな話をなかなかしにくいんですよ、親子では。でも、そこに孫が入ると、おじいちゃん、おばあちゃんにちょっとでも長生きしてほしいから、おじいちゃん、おばあちゃんがいいようにこれから変えていくために会議をしようよということになると、おじいちゃん、おばあちゃんも、私もおばあちゃんなんですけども、孫から言われると、よっしゃよっしゃというような感じになりますので、やっぱり若年層への啓発というのが大変大事だと思います。

他市では、高校教育の中で、教育のカリキュラムじゃないんですけれども、探求学習というのをこの頃進めていらっしゃると思います。生徒が独自にいろんな探究の項目をチョイスして、その項目に関して深く研究を進めて、それを発表すると。橋高でもたしか取組みを進めていらっしゃるって、市長のところにもいつも何人かが、優秀なグループが自分たちの探究活動を発表しに行っているというようなこともございますし、そういうふうな高校教育における探求学習の中で、ぜひともACPの取組みというのも加えていただけるようにしてほしいんです。

そのためには、橋本市が橋本市のホームページを開くと、人生会議とはというのが出てくるというのがまず第1番だと思いますけれども、高校に限らず中学校でもできると思います。小学校でも優しい内容でできると思いますが、学校教育との中でACPの取組みというのを、連携については何かよい考えをお持ちではないでしょうか。教育委員会でも構いませんし、部長でも構いませんし、お願いいたします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）おただしの学校教育との連携というところについてでございますけれども、健康福祉部といたしまして、

まず現時点で、この人生会議の取組みというのは取り組み始めたばかりでございまして、会議そのものの、先ほど来、議員よりご指摘とかも頂いておりますけれども、そのものの周知であるとか、また、進めていくための体制の整備というのがまだまだこれからということで、しっかり整っていくには時間も頂く形になるのかなというふうに思っております。

若い世代へのアプローチというのは当然大切であるというふうに認識はしておりますので、まずはある程度そういう周知であるとか、体制というのが整ってきた段階で、将来的に学校教育というところとの連携についても取り組んでいきたいなというふうに今のところは思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。

まだ始まっていない、始めていけませんので、その辺のところからしっかりとやって段階を踏んで、また高校教育とか、子どもたちの教育の方面にも広めていっていただきたいと思います。

最後の質問になるんですけれども、市民病院も事務局長が来ていただいております。市民病院に関しましては緩和ケア病棟とかというのはないんですが、やっぱり地域包括ケアシステムの中では、これは切り離すことができない重要な内容でございますので、市民病院の中ではどのようにACPというのは取り組まれていくようなお考えがございましたら、お願いいたします。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきたいと思えます。

まず、医療機関におけるACPに関する取

組みなんですけれども、昨年の令和6年の診療報酬改定におきまして、意思決定支援の支援策定が入院基本料の要件として義務化されております。ただ、市民病院に関しましては、平成17年6月に既に人生の最終段階における医療・ケアの指針というものを策定しております。これまでも2回改定のほうをさせていただいているところでございます。

人生の最終段階を迎えた本人、家族等との様々な職種で構成される医療・ケアチームが合意の下に、最善の医療・ケア計画を策定するということの重要性、そのプロセスを学ぶということが基本的に大事なことで、研修プログラムに病院の中では組み込ませていただいております。具体的には、例えば看護師であれば、教育研修、ラダー研修というのがあるんですけれども、その中に入れさせていただいたりとか、医師であれば、一番最初の臨床研修のプログラムの中にそういった項目を入れさせていただいているような状況でございます。

加えまして、先ほど緩和ケアのお話が出ましたが、緩和ケアチームというのが市民病院の中にはあるわけなんですけれども、主に終末期、いわゆる予後の短い患者さんとの関わりが深いということもございますので、この緩和ケアチームに所属しておりますスタッフに関しましては、県が主催しております医療従事者向けのACPの研修のほうを受講し、研さんを積まさせていただきます。

また、先ほど健康福祉部長のほうでも答弁がありました市民公開講座のほうにも、当院の職員のほう、参加させていただいて、研さんを積まさせていただきます。

以上の取組みから、市民病院では患者さんが自らの意思で医療・ケアを受けられるように、今後も多職種連携で支援する体制を取っていきたいと思っております。それに加えて、

今後は患者さん以外、一般の市民の方々に向けて周知等も行っていきたいということで、関係機関と連携を図ってこの辺のところを取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。大変重要な問題ですので、連携を取っていただけたらと思います。

はじめにも申しましたけれども、死というテーマは、それと老い、老いるということですね、延命治療というのは本当に大変重いテーマです。その時になると、死が直面した時になると、家族としてもなかなか話しづらい内容だと思います。しかしながら、私たちは今健康でありますけれども、この議場の皆さまも健康ですけれども、いつでも、誰でも、命に関わる大きな病気とかけがえというのをする可能性がございます。そして日々、老いてまいります。でも、終末期になると、統計では約70%の人が医療やケアなどを自分で決めたりすることができない、望みを人に伝えることができなくなるというふうに言われておるわけでございます。

だからこそ、元気な間に人生会議を行う必要があるわけですね。人生の最終段階において自分らしく生きるために、自らの価値観であるとか希望を語り合う人生会議というのは、単なる医療やケアの問題だけでなく、地域福祉の根幹に関わるテーマだと思っております。橋本市が市民一人ひとりの意思と尊厳を尊重されるまちづくりをしていただけるように、病院のほうも連携してというふうなうれしいお言葉を頂きましたので、様々な機関との連携をしっかりと強化しながら、より一層このACPの推進に本市としては取り組んでいただくことを強くお願いをいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。あ

りがとうございました。

○議長（田中博晃君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、2時50分まで休憩いたします。

（午後2時38分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、4番 梅本君。

〔4番（梅本知江君）登壇〕

○4番（梅本知江君）改めまして、皆さん、こんにちは。

一般質問に入る前に、一言お時間を頂きたいです。5月30日に、隣の家が火事で全焼しました。ちょうど委員会から帰ったところで発見しました。うそのように炎がどんどん広がり、爆音、そして窓ガラスがぱぱぱーんと飛び散り、本当に怖くて怖くて、初めて火事というのを目にしたときに、これだけ皆さん大変な思いで周りの方はいってたんだというのを痛感させていただきました。

そんな中、私の母は足が不自由なんですね。一刻も早く避難をとということで消防署の方がおんぶしてくださって、きちんと隣の隣の方に避難をさせてくれたりと、本当に早く警戒も張ってくださったりと、本当に警察署の皆さま、そして消防署の皆さま、そして消防団の皆さま、それも24時間体制で、火が消えてもいろいろお守りいただきまして、本当にこの場をお借りして感謝申し上げたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

最後に、本当にそれを体感させていただいて、火事があっても安心して暮らせる橋本市ということも痛感させていただきました。

次に参ります。一般質問1、橋本市内にあ

子育て日本一をめざすまちを提唱していますが、子育て中の保護者の方々から遊ぶ場所が少ないとお声が多くあります。子どもたちが伸び伸び楽しく遊べる環境づくりが必要です。

①市内には特色のあるたくさんの公園やちびっこ広場などがあります。市民の皆さまにどのような方法で周知されていますか。

②閉園する場所や各公園の道具の修繕や撤去の予定をお示してください。

③雨の日の遊び場所として保健福祉センターの1室を開放されていますが、ほかの場所もお考えですか。

④橋本市最大の杉村公園、杉村やすらぎ広場は大人気ですが、ほかの公園内でイベントなど活用できる場所があると思いますが、何か計画はありますか。

二つ目の質問です。2、市制20周年の施策について。

市制20周年にあたり、橋本市に関わる全ての皆さんとお祝いし、夢と希望あふれる橋本市の未来をみんなで描くとうたっていますが、市民の皆さまへあまり浸透されていない気がします。

①20周年記念の今後のイベントの概要をお示してください。

②市民の方々への周知はどうされていますか。

以上、質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君の質問項目1、橋本市内にある公園、ちびっこ広場などの活用に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（石井隆博君）登壇〕

○建設部長（石井隆博君） 橋本市内にある公園、ちびっこ広場などの活用についてお答えします。

一点目の市内における特色ある公園やちびっこ広場などの周知方法についてですが、本市では、公園情報をより多くの方に知っていただくために、本市の広報紙や子育て情報サイト「はぴもと」及び公式LINE等を通じて情報を発信しています。また、庁舎内掲示板や本市観光ガイドブック等も活用し、シティプロモーションの一環として重点的な情報発信を行っています。

これらの取組みを通して、特色ある公園やちびっこ広場について、さらに多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、今後も関係各課と連携し、情報発信に努めてまいります。

次に、二点目の閉園する場所や各公園の遊具の修繕や撤去の予定についてですが、現在、一部のちびっこ広場の閉園について地元と協議を行っており、現時点では回答できる段階にはありませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

遊具の修繕や撤去の予定について、令和5年度に実施した専門業者による遊具点検では、合計366基を点検し、そのうち105基が使用禁止となりました。令和6年度には55基の修繕と9基の撤去を行い、合計64基について対応が完了しています。残る41基について、現在、地元区長への説明を進めており、秋頃から撤去作業を開始する予定です。

次に、三点目の保健福祉センター以外の雨の日の遊び場についてですが、現在、雨天時や休日にも利用可能な屋内遊び場としては、保健福祉センターの2階だけでなく、教育文化会館の3階も開放しています。他の場所への新たな設置については、運営コストや人材確保などの課題もあり、現時点では難しいと考えています。

最後に、四点目の杉村公園、杉村やすらぎ広場でのイベント活用計画についてですが、これまで菊花展、アンブレラスカイ、ナチュ

ラルブレイクが開催されています。

本年度は市制20周年を記念した市民提案事業として、新たなイベントの開催が予定されています。

今後についても、関係部署と密に連携を取りながら、杉村公園、杉村やすらぎ広場の活用をさらに進めていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君） 4 番 梅本君、再質問ありますか。

4 番 梅本君。

○4 番（梅本知江君） ご答弁ありがとうございます。

現在、市内にある公園であつたり、ちびっこ広場の数を教えていただけますでしょうか。

○議長（田中博晃君） 建設部長。

○建設部長（石井隆博君） 公園といいましても行政的に幾つか種類がございますので、種類別の箇所数でご説明をさせていただきます。

まず都市公園、杉村公園ですとか高野口公園がこれに当たりますが、都市公園が57箇所、ちびっこ広場が42箇所、市民憩いの広場などのやすらぎ広場が8箇所、小田井の上部を利用したせせらぎ公園が1箇所、あと、その他の公園として開発等によって設置された公園が21箇所、合計で129箇所となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4 番 梅本君。

○4 番（梅本知江君） ありがとうございます。

橋本市に私も62年住んでいるんですけど、こんなにたくさん公園があるということに驚いております。日頃の維持管理も本当に大変だと思います。ありがとうございます。

ただ、これだけの公園、そして特色のある公園があるにもかかわらず、PR不足をすごく感じます。保護者の皆さんがもっと活用していただけたらいいと思うんですけど、先日、まちづくり課の向かいの壁に、公園の写真とか特色とかを貼ってあったんですね。すごく

分かりやすく、いいことをしているなというのをすごく感じました。

が、誰がそこで見えるんですかと感じました。お母さん方は、やっぱり福祉センターのほうをよく利用されていると思うんですね。せっかくいいものを考えて作ってくださっているんですけども、もっとそちらの福祉センターのほうに、お母さんの目に届くところにいるいろいろPRしていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君） 建設部長。

○建設部長（石井隆博君） お答えします。

ご指摘のとおり、現在、まちづくり課の前に比較的広いスペースを取らせていただいて、公園の写真ですとか、神野々緑地の利用方法などを掲示して、来庁者の方々に公園情報を発信しております。実際、立ち止まってご覧になっていただけている方もかなりおられます。

議員からご提案いただきました福祉センターへの掲示につきましては、関係部署との調整は必要にはなってきますけれども、協力して、本市の公園の魅力をより多くの方々にお伝えできるように取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4 番 梅本君。

○4 番（梅本知江君） ぜひお願いしたいと思います。お母さん方、とても喜んでいただけることだと思います。

あと、QRコードをつけてくださるということをお聞きしているんですけど、とても便利でいいと思うんですけど、公園はお母さん方、保護者の方だけではなくて、高齢者の方々も利用されると思うんですね。そういう場合、QRコードだったらとても分かりにくいと思うんです。そのためには、高齢者の方でも分かりやすい、私は公園巡りができたらうれし

いな、橋本市でというすごく思いがあるからなんですけれども、一目で分かる公園マップみたいなのを紙ベースで作っていただけたらうれしいなと思うんですが、それについてはいかがでしょう。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）新しく紙ベースの公園専用のマップを作成してはどうかというご質問ですけれども、先ほど答弁もさせていただきましたとおり、現在はホームページですとかSNSでの情報発信、あと、紙ベースの媒体としましては観光ガイドブック、こちらのほうに主要な公園を明記しておりますので、当面の間はこれらの活用というのを継続していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうお答えいただきましたので、「はしもとめぐり」という観光ガイドブック、皆さん、ご存じですか。これ、本当にとてもいいことを書いてくださっているんですけど、実はこちらには公園が八つしか載っていないんですね。なので、これだけでは不十分かなという気がします。ちょっとお時間はかかるかもしれませんが、子育て日本一をめざすまちとして、ぜひ私は公園巡りというのを一つのテーマに持ってもらって、全域のマップの作成、これぐらいになるかもしれないですけど、四つ折りとかして、例えばそれを保健福祉センターに貼っていただくのも一つですけれども、健診に来ていただいたお母さん方にお渡しするであったり、もっともっと素敵な公園、たくさんあるので、周知に努力していただけたらうれしいと思いますし、それがまた行く行く移住・定住につながるのではないかと感じています。

それで①の質問は終わりで、②の質問、続けてよろしいですか。

使用禁止の遊具についてですが、使用禁止のテープを貼られたまま放置されている期間がとても長い。市民の皆さんにしたら、いつこれがどうなるんだろうとすごく思っている方も多いと思います。遊具が撤去されるのか、修繕されるのか、市民に何か伝えやすい対処法はありませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）現在、テープを貼ったまま対応ができていない遊具というのが41基残っております。現在は撤去に向けての調整事項というのがありまして、それを進めている段階ですので、めどとしては秋頃というふうに先ほども答弁させていただいたところなんですけど、こちらとしましても不必要に延ばすつもりはありませんので、少しでも早く実施できるようには取り組んでまいりたいと考えております。

作業が完了するまでの間、定期的な巡回を行って、安全面での問題がないように適切な維持管理というのに努めてまいります。加えて、市民の皆さんに状況を知っていただくために、現場ではできるだけ分かりやすい表示のほうをしていきたいなというふうに現在考えているところであります。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）表示をしていただけるということで、ありがとうございます。また、秋ということなんですけれども、来月から夏休みも始まりますので、お忙しいとは思いますが、できるだけ早い対応のほうをよろしくお願いいたします。

そして、撤去のほうはよく分かったんですけども、撤去した後、もし遊具が全てなくなったら広場だけが残ったりすると思うんですけども、それは今後どのように活用法で

あったり、進めていくご予定ですか。教えてください。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）遊具を撤去した後の公園ですとかちびっこ広場につきましては、その公園の利用状況ですとか地域のニーズ等を考慮して、どういった遊具が必要になるのか、また、あるいは必要がないのか、それから公園自体の必要性というのも含めて、ここは慎重に検討してまいります、その際には地元区のご意見というのもしっかりと伺いながら進めたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）いろいろご意見を頂きながら、無駄のないように土地の利用、活用をしていただけたらうれしいかと思えます。

そして、丸三つ目の質問になるんですけれども、雨天時に子どもを連れて遊ぶ場所が少ないというお話もよく聞きます。福祉センターの2階に開放していただいていますし、そしてあと、教育文化会館の3階も最近開放していただいているということなんですけれども、それぞれの施設での利用する手続きとかは、そしてまた、室内でどのような遊びができるかお答えいただきたいんですが、雨って急に降ってきたりして、お母さんが今からどこへ行こうというときに手続きとかを多分知りたいと思うので、この質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、保健福祉センターの2階の遊戯室についてでございますけれども、行事などで利用できない日もありますけれども、日曜、祝日など保健福祉センターの閉館日を除いた月曜日から土曜日の午後1時から5時まで、一般開放しております。利用の手続きは不要で、自由にご利用いただけます。令和6年度で幼児用の遊具を

購入いたしまして、今年度も新たに乳児用の遊具のほうを購入いたします。雨天時に乳幼児と保護者の方が共に訪れて、自由に遊び憩える場としてご活用いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ご指摘の教育文化会館の3階の幼児室の使用に関しましても、申請等の手続きは必要ございません。中央公民館にお声がけをいただきましたら、ご利用いただけるようになっております。

また、室内でどのような遊びができるかということにつきましては、幼児を対象としておりますので、絵本や積み木などの遊具使って過ごしていただいております現状でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

この2箇所を開放していただいているということですが、でも、なかなかこちらのほうに―――来れないという方たちに、近くにありますが地区公民館は、こういう場合、利用することができますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

雨の日や休日におきましても、地区公民館では講座の開設や講演会、各種サークルの活動を行っております。各部屋につきましても保健福祉センターや教育文化会館よりも少ないことから、ほかの利用客の予約の場合を除いて、可能な限り遊び場として対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひ可能な限り、対応してあげていただきたいと思います。今大き

くは2箇所しかないんですけれども、あと、私、この間久しぶりに図書館に行きました。ほかの議員の方の一般質問にもありましたけれども、お勉強するスペースが少ないと言っ
てはりましたけど、これだけ窓際にたくさんお勉強するスペースであったり、本当に場所は狭いんですけど、狭いところに小さいお子さんが絵本を見たり、紙芝居が見れたり、あと、飛び出す絵本があったり、楽しくいろんな形のクッションを置いてくださっていて、こういう場をつくってくださっているんだな
ということをすごく感動したんですね。

そしてあと、最近のファッション雑誌というんですか、お料理本とか、最近のファッション雑誌まで置いてくれてあって、私の時代とはすごく変わっているなというのを感じたんですけど、ぜひお母さん方には図書館も、雨の日は本でも読もうよ、本と関わろうよということで、それでなくても橋本市は市長が絵本とかにすごく力を入れてくださっていますので、雨の日はお母さん方も一緒に図書館で本と触れるという時間もいいんじゃないかなというふうに感じています。

そして、もう一つ期待していることがあります。まして、雨の日に遊ぶ場所ということで、来年、高野口町の大野に紀望の里ウッドパークが、なんと工事が着工されます。皆さん、ご存じですか。私も市報を見て知ったんですけども、ドキドキワクワクすることを書いてくださってしまして、木製遊具やステージを設置して下さって、全体を大きな屋根で覆っていただいて、天候に左右されずに多くの人が集まり、イベントなどを開催できる施設を検討していますということで市報に載っていたんですね。とても楽しみです。ありがとうございます。なので、またこういうところがあれば、お母さん方がこういうところを利用できるよう

になると思いますので、もう少しお母さん方、今用意してくださっているところで、思い切り楽しんでいただけたらと思います。

これで一つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、市制20周年の施策に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）市制20周年の施策についてお答えします。

一点目の20周年記念の今後のイベントの概ねについてですが、まず、4月1日には橋本市制20周年懸垂幕お披露目式を開催し、本市職員で結成された地域活性化ロックンロールバンド、ザ★太郎さんズによる「20周年ブギ」を披露しました。

また、町全体で20周年を祝う機運の醸成を目的に市民提案事業を募集したところ、先日、6事業の実施が決定しました。各事業については、第3回HASHIMOTOたのしいアート展、秋祭りだんじりパレード、高野口パイルファブリック展in高野口、Re:Body万博in HASHIMOTO～キレイと強さ、自分の中に～、ちびっこ集合 釣り体験&夜店、人形劇「パンどろぼう」の上演とワークショップの6事業です。これらの事業は、市民の皆さま方が市制20周年にふさわしい事業を自ら企画し、市内外の皆さまに参加していただくことで、にぎわいや活性化を創出するための事業となっています。また、次代を担う市内の高校生からの提案事業についても現在募集しているところです。

次に、市主催事業としては、市内の小・中学生が日頃の音楽学習の成果を発表する橋っ子音楽会や全世代の方が気楽に漫談・漫才を観賞できる上方演芸会、そして市制20周年記念式典では、学生や本市出身のアーティスト

等による演奏やパフォーマンス、SDGsはしもと環境フェア2025では特別ゲストを予定しています。

次に、二点目の市民の方々への周知についてですが、令和7年度に市制20周年を迎えるにあたり、「広報はしもと」や市ホームページ、橋本市LINEなどにおいて、令和6年11月下旬にキャッチコピーを公募し、たくさんの応募を頂きました。令和7年度に入り、前述の懸垂幕お披露目式のほか、「広報はしもと」4月号には橋本市制20周年の特集記事を掲載し、市民の皆さまに事業の詳細をタイムリーにお伝えするため、ホームページに20周年記念サイトを創設したところです。

また、各地区公民館をはじめ保健福祉センター、杉村やすらぎ広場、名古屋児童公園に横断幕を掲示し、本庁舎及び保健福祉センター内にはのぼりを設置するなど、市民の皆さまが目にしていただけるよう配置しました。今後は、ポスターも庁舎内及び市内各所に掲示し、市民の皆さまとともに20周年記念事業を推進してまいります。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）日頃の業務もたくさんある中いろいろ進めていただいている、ありがとうございます。

ただ一つ残念だなと思ったのが、市民提案事業のほうなんです、募集が4月1日から5月16日までということで、なかなか申込みの件数も少なかったように感じています。実は私のお知り合いも、補助金も下りるからということで申込みをしたかったんですが、知ってすぐが4月の最初だったのかな、そこからなかなか皆さんで話をまとめということが間に合わなかった方もおられたりで、もう少し募集の期間が長くてもよかったのではな

いでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）募集の期間につきましては4月1日から5月16日の1か月半という期間で、6月からの事業を対象としておりました。理由につきましては、市民提案事業が実施できる期間をできるだけ長くしまして、市民の皆さまが提案しやすくなるようにするためでございます。募集期間を今度長くしてしまいますと実施期間が短くなってしまって市の行事とも重なってしまうと、どうしても事業効果が薄れるということもございますので、このようにさせていただいたところでございます。

周知につきましては、令和7年度の予算が可決、皆さんに頂きました後に、「広報はしもと」4月号の発送と同時に、LINEやホームページでもお知らせさせていただいたところです。同時に、区長理事会ですとか、各種団体の皆さまにもお知らせさせていただいております。また、皆さまに可決いただきました予算のほうは、全てまだ執行には至っておらないので、現時点で追加募集をするような予定で今現在動いております。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）追加募集もあるということで、とてもうれしく感じております。

その市民提案事業なんですけれども、分かる範囲で結構ですので、今どういう事業をする予定なのかお示ください。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）20周年の提案事業について詳しくご説明させていただく機会を頂戴しましたので、少し長くなりますが、一つずつ説明させていただきます。六つの事業について、現段階での状況となりますので、ご承知おきください。

まずは、HASHIMOTOたのしいアー

トの会による橋本市制20周年記念第3回HASHIMOTOたのしいアート展でございます。これは9月26日から28日に教育文化会館で開催される予定となっております。絵画とか書、工芸、彫刻の展示・音楽演奏などのアート展の開催となっておりますが、今回、生け花アレンジメントで「橋本市の夢」を協演しまして鑑賞する事業ですとか、親子で作る平和の祈りを込めた折り鶴の制作事業、また、100号サイズのキャンパスに「橋本市の未来」と題したものを中学生グループが描く事業なんかも、拡大事業として実施していただく予定となっています。

次に、橋本だんじり協議会による事業でございます。橋本市制20周年記念秋祭りだんじりパレードですが、これは10月11日に開催される予定でありまして、保健福祉センター周辺道路で開催される予定です。橋本だんじり協議会に加入地区のだんじり、保健福祉センター周辺道路に集結いたしまして、パレードを行うとともに、その様子をSNSで配信する予定となっています。開催日の1か月前から横断幕が設置される予定です。

次に、紀州繊維工業協同組合による橋本市制20周年記念高野口パイルファブリック展in高野口です。これは10月12日に実施されます歩行者天国に合わせて実施する予定となっています。高野口駅北側の周辺で開催される予定となっております。東京で実施されております高野口パイルファブリック展を地元で同じように開催して、地元産品のパイル織物ですとか編み物の製品展示、また販売、体験をすることで、地元の人にも高野口のパイルをしっかりと知ってもらいたいという思いから来るものでございます。また、キッチンカーの出演も予定されております。

次に、橋本商工会議所の青年部によります橋本市制20周年記念Re:Body万博in

HASHIMOTO～キレイと強さ、自分の中に～でございます。こちらは10月18日に杉村公園で開催される予定となっております。自然豊かな杉村公園を活用しまして、健康チェックブースの設営ですとか、健康食品を使用したキッチンカーの出店などが行われる予定となっています。

次に、紀州製竿組合によります橋本市制20周年記念ちびっこ集合 釣り体験&夜店でございます。こちらは11月1日に隠れ谷池で開催されると予定されておりまして、昼の部と夜の部がございます。昼の部では、小学生を中心としたへら釣り体験、それから夜の部では、キラキラファンタジー池の演出というのがございまして、金魚釣りとかおもちゃすくい、また、和歌山県自然博物館の出張水族館ですとか、キッチンカー、ライブ演奏なども実施する予定となっています。

最後に、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社による橋本市制20周年記念人形劇「パンドロぼう」です。思い思いの人形を制作するワークショップを親子で実施し、その後、人形劇を橋本市サカイキャニング産業文化会館で開催する予定となっています。人形制作などのワークショップは3月1日に実施される予定で、人形劇「パンドロぼう」の観劇は3月29日に行われる予定となっております。

長い時間になりましたが、詳細を説明させていただきました。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）詳しくありがとうございました。何だか聞いていてわくわくとしてきました。とても楽しみです。ぜひ、事業者の皆さんと力を合わせてしていただけたらうれしいです。

もう一つ質問なんですけれども、これは事業者がしてくださるということで、毎年市で

開催されていますたくさんの大きな事業があると思います。サマーボールであったり、まなびの日とか、まっせとか、こどもまつり、橋本マラソンなどなどあると思うんですけれども、毎年何となく行われているだけではなくて、20周年だからということで、何かプラスアルファ考えてられることってございますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）壇上でもご答弁申し上げましたが、10月19日に開催される予定のSDGs環境フェアでは、20周年を盛り上げるための有名人を呼んでの講演を予定しておるところであります。

あと、キャッチコピーですとかロゴマークの使用というのが、それぞれ公民館だよりですとか文化センターだよりなんかにPRしておりますとともに、ふるさと橋本応援寄附金のカタログなどでもロゴマークですとかキャッチコピーは載せています。もちろんイベントの中では告知の文章とか、周知するためのツールがございしますが、その中にもしっかりキャッチコピー、ロゴマーク等を使用した上で、20周年を周知していきたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

そういうこともしていただいた上で、例えばですが、プラスアルファなんですけれど、楽しいことをつけていただけたらうれしいなと思うんです。例えばですが、サマーボールでは20周年って書いたうちわを用意するとか、予算の関係もあるかと思うんですけれど、まなびの日とか子ども祭りとかって、お子さんが主なイベントでは、例えば風船に20周年とか、子どもの夢を書いてみんなで飛ばすとか、何かイベントごとで、関係の課は違うと思うんですけれど、各部長、皆さんでいろいろ楽し

いプラスアルファのことを考えていただいて、まだ時間はありますので、毎年あるだけじゃなくて、20周年やからこんなんがあるんやみたいに皆さんに周知、そういう形でしていただけたらうれしいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

これで一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、引き続き二つ目の質問に参ります。

20周年の周知の方法なんですけれど、4月1日から始まっているんですよね。もう2か月半たつと思うんですけれど、いまだに市役所の正面に垂れ幕はあつてすごく目立っていて、20周年だなというのは分かるんですけれども、庁舎内に入ったところでも、ポスターもなく、20周年って感じるものは何もなく、そして市民会館のほうにも横断幕もなく、水が安全とか、今そういうことを横断幕で張っている状況ではないと思うんですね。何ならあそこに、20周年という横断幕を張らないといけないし、保健福祉センターに行っても20周年というのも表に全然そういうのもなく、盛り上がり感が欠けているような気がするんですが、いかがですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）非常に耳の痛い話なんですけれど、4月1日からは、先ほど壇上での答弁をさせてもらったとおり、議員もおっしゃったように、懸垂幕をお披露目式とともに設置しました。横断幕に関しても、各地区公民館ですとか、杉村やすらぎ広場、名古屋児童公園、それから保健福祉センターに設置しているところではございます。のぼりについては、1週間ほど前になるんですけれども、市役所、保健福祉センター、教育文化会館などに今現状設置はしております。

それから、ポスターにつきましてはなかなか答えにくいんですけれども、イベントの日

時なんかがしっかり決定して、内容が決定して、それから確定させて作成するというような予定で動いておったんですけれども、事業がかなり多くなってきて、提案事業もかなり頂きましたので、ポスターには掲示がなかなかできないというところがありましたので、QRコードを利用して市のホームページへ誘導できるようなポスターに変更して、発注を今現状しておるところです。出来次第、しっかりPRしたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

そして、横断幕もどこに張っているのかと言いますと、公民館に張っているとお聞きしたんですね。10個しか作っていない。公民館に張っていることが悪いのではないんですが、10個あるとするならば、もし私だったら、それこそ市民会館であったり福祉センターであったり、張れる張れないは別として、商工会議所、あそこなんかはとても目立つと思うんですね。であったり、あと駅前、観光協会も何を見ても20周年なんか一個もないんですよ。あんな駅を降りて目立つところに。観光協会であったり、裁ち寄り処であったり、人が一番目にするところに私だったら横断幕とかを張るのかな、飾るのかなと思うんですが、そういうご意見を言わせてもらったら、横断幕が小さいから目立たないということもご回答にあったんですが。

ですから、例えばどこに張るというのをまず決めて、じゃあ、どれぐらいのサイズのものを作って、どこに張るとかいうそういう計画性が、日頃業務が忙しいと思うんですけど、やっぱり計画を持って張るべきだったのではないかなというふうにすごく感じています。すごくもったいないなって。20周年の予算で1,240万5,000円という、皆さんの税金を頂い

て、この20周年を将来のためにお祝いするわけですから、もっとそんなふうに考えて発信していただけたらうれしかったですし、まだお時間があるので予算内でまだできることがあるならば、視覚で訴えるということをもっとPRしていただけたらうれしいなというふうに感じています。いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）我々としては、地域の皆さまと一緒にいろんな方が参加して、20周年を盛り上げていくという思いを伝えたいというところがありましたので、公民館で活動をされている方というのは、やはり地域でしっかり根づいてといいますか、地域の活動を理解して活動してくださっている方々が多いというふうに思いました。これらの方にもしっかり20周年なんだよというのをPRして、事業に参画していただいたり20周年を祝っていただきたいという気持ちから、公民館に設置したようなところであります。確かに時間がまだまだあるというところなので、ポスターもこれから出てくる場所ですので、その辺しっかり考えた上で周知に努めたいと思いますので、ご理解ください。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

まだ予算内でもっとたくさんの方に周知していただける方法があるならば、またお願いしたいかと思います。

そして、いろいろ一生懸命やっていたいているんですけど、結果的にすごく後手に回っているところがあると思います。本当に皆さん業務で大変なので、この20周年というのは、前から今年20周年を迎えるということは分かっていたことであって、じゃあ、市民との協働で実行委員会をつくるとか、そういうのをつくるべきだったんじゃないかなと、市民のご意見を頂いたりして、そしたら、皆さ

んも業務もありながら、ほかにももっと気づくところとかもあったと思うんですけど、そういう実行委員会をつくろうという案はなかったですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）実行委員会を設立しなかった理由というおたしだと思うんですけども、この20周年の事業を決めるにあたっては、予算の要求から短期間で事業を決める必要もございました。それから、市役所の若手職員によります重点プロジェクトチームの中で、20周年のプロジェクトチームをつくりまして、事業コンセプトですとか、事業の内容なんかも検討した上で、そのコンセプトを作成したところになっています。それら各事業を、担当課である秘書広報課が中心になって今回調整したというような形になっています。先ほどおっしゃってくださったほかの市の大きなイベントなんかも、各事業は実行委員会が中心で運営されているようなところもございますので、その中で意見を出してもらえるものかというふうにも考えています。

また、できるだけ、先ほども申しましたが、市民の方々が多く参加いただくような20周年の事業にしたいというところで、今回、市民提案型の事業を実施したところになっています。この市民提案型の事業は、市民が主体となって事業を進めることができますし、結果としては、式典でもできるだけ市民が主体となれるようなものとできているのかなというふうには思っていますので、その辺、皆さん、できるだけ参加していただけるように、周知もこれからしっかりやっていきたいので、議員の皆さんもご協力いただけたらというふうに思います。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

私もちょっと反省しまして、私たち議員ももっと一緒になって考えるところもあったんじゃないかなということも反省もしたんですが、でも、まだまだこれからです。これからどこを見てものぼりがいっぱいあって、ポスターもぱ一っと、20周年、20周年、20周年、そういう視覚で訴えるような、盛り上がる20周年にしていってもらえたらうれしいかと思います。これはあくまでも20周年をお祝いするだけでなく、これから橋本市の未来のためのスタートであると私は受け取っております。

そこで最後、市長のほうから、市制20周年をスタートにこれからのビジョンをお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）梅本議員の質問にお答えします。

今日は後ろに職員がおるんで非常に答えにくいんですけど、今回の市制20周年というのは目立つことも大事ですけども、市民の皆さんに参加してもらおう、みんなで祝ってもらおうということを主に置いています。式典も極力来賓は減らして、多くの市民の皆さんにそのときに参加してもらおう。別に私の話を聞きたい人はあまりおれへんと思うし、できるだけ子どもたちが喜ぶ、高齢者の人も喜ぶ、そういうふうなイベントになっていけば、サマーボールも市制20周年でできますし、そこにほんまにお金をかけるべきかということも、ポスターで派手にすることがほんまに税金の使い道として正しいんかどうかということも、ほんまにこれだけやると言うんやったらそれでええと思うんですけど、いろんな事業をしますので、そこはそこで、梅本議員と私の考え方も違うところかなと思います。

これからこの市制20周年にあたって、今ま

で旧橋本市は、旧高野口町はという、なかなか一体性が生まれてこなかった。高野口町へ行ったときには、旧橋本市ばかりお金を使ってどうということよとか、高野口町は一個も使ってくれへんやんというふうな、本当に一体性というのが今までなかなか生まれてこなかったなということに非常に反省もしてまして、橋本市は一つやというふうなところを市民全員がそれを認識してもらおうという、合併して20年ですから、いつまでも高野口町は高野口町、橋本市は橋本市というふうな考え方は非常におかしいなと思いますし、市民全体であると10年も20年も30年も続くような、そういうまちづくりをしていくということが非常に大事なことかなというふうにも思います。

逆に、橋本市の特徴である豊かな自然を守っていくであるとか、伝統文化を守っていくというところにもこれから力を入れていくということも大事だと思いますし、逆に、こういうお金の使い方をしましたよというのを、今までできていなかったところに対してこういう予算をつけていますよというふうなことも考えていけばええのかなと。

今回、地場産業でいっぱい質問をもらいましたが、地場産業にしても高野口町だったらパイル織物、でも、橋本市民、知らない人が多過ぎる。へら竿とて同じことだと思いますので、この地場産業をみんなで守っていく。今回の質問で人がおれへんとか、働き手が少ないという話を皆さんにさせていただいたんですけど、もっと大変な問題があるんですよ。皆さんは何も言うてくれませんが、それは建物の老朽化で、今後、地場産業を守っていくためには、ここの建物を行政として民間事業者と一緒に、国・県にも要望せなあかんと思うんですけど、そういうふうな、やっぱり橋本市、へら竿、また、高野口パイル織物というこの伝統的な産業をいかに守っ

ていくかというところも、これは市民の協力なくしてできません。買ってもらわないといけないという問題もありますから、そういうところにもこれから力を入れていく。

学校にしてもそうやと思います。これから、今、適正規模・適正配置という話もありますけど、いずれ義務教育学校的なものを中学校区ごとにつくらないと小学校の維持ができない、中学校の維持ができないというふうな問題もありますから、その辺のこともみんなで考えていくということも大事だと思いますし、どういう教育をしていくのかということも、もっともっと市民の皆さんに教育委員会が打ち出していくという問題もそうやと思います。

今、高齢者のためのとか子どものための第2層の支援協議体も今10地区つくってもらって、どちらかというと高野口町が先行してやってくれています。それをもっと全市的に、それぞれの人口構成がありますが、そういうところでいいところのものはしっかり導入をしていくとか、そういうふうな地域でいいことを、成功事例のあるやつは市全体で広げていくとか、そういうふうなこういうこともやっていく。やっぱり成功事例をいかにほかの地域にも導入していくかということ、これから考えていきながらやっていくということだと思います。

これから本当に旧橋本市は、旧高野口町はというような話が出ないように、お互いに情報交換をしたりしながら、市民、町民の人に、皆さんと同じぐらい力を入れていきますよと、そういうお金の使い方の表現の仕方も、今橋本市はこんなことをしている、市全体ではこういうことをしているということを進めていく必要があるのかなというふうに思います。

これから代表的な例になってくるのが高野口の駅前をどうしていくのか。そして、橋本市の駅前をどういうふうにしていくのか。こ

これは当然、橋本市の駅前だけでなく、高野口の駅前も、これはＪＲ絡みになりますけど、そこをどういうふうな活性化をしていくかというのを、行政が前へ出るのではなくて、やっぱり地域の人たちにどう考えてもらうかというところがこれから非常に大事になってくると思います。いかにして一体化していくかというところだと思っています。

まだまだたくさん、高野口小学校も、これが老朽化したときに果たしてどれだけの費用が、重要文化財なんで、この改修もどういうふうにするのか。今、高野口中学校の建て替えの問題もどういうふうにしていくのか。各学校の整備をどうしていくのか。やっぱりバランスよくやっていかないといけないので、お金の使い方もはっきり明確化していくところを考えていく必要があるのかなと。とにかくばらばらではなくて、橋本市が一つになって取り組まなアカンことにはいけないというところをしっかりと示していくということが非常に大事になってくるのかなと。

残念ながら、人口減少を止めるのは難しい。出生数を増やす議論をされていましたが、今の橋本市の出産適齢人口の中で子どもを増やせるかという、逆に、橋本市の場合、シングルマザーであったり、シングルファーザーの家庭も多いという中の問題も、貧困の問題というのも出てきています。そこをやっぱりいろんな方の意見も頂きながらそれを進めていくというところが、非常にこれからまちづくりをしていく上で重要なというふうに思っています。

なかなか今こういうことをやるということは言いにくい、立場上。また改めてどこかの機会、こういうふうなまちづくりをしましょうということは言えると思うんですけども、まだ今の状況ではちょっと早いかなと思って、いますので、これからどういうまちづくりを

するのかということはしっかり考えた上で、またお話をさせてもらえたらなというふうに思います。

ただ、一番大切なことは、高野口町はどうやとか、橋本市がどうやということではなくて、みんなでまちづくりをしていきたいと思いますという話を前へ進めていくということが大事かなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）４番 梅本君。

○４番（梅本知江君）市長、ありがとうございます。

高野口町と橋本市が一つになるという20周年、そして、未来に花咲く20周年になりますよう期待しておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）４番 梅本君の一般質問は終わりました。

この際、午後４時まで休憩いたします。

（午後３時47分 休憩）

（午後４時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より申し上げます。４番 梅本君から、先ほどの一般質問において不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定により、当該部分の発言を取り消したい旨の申出がありました。

この際、お諮りいたします。

この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、梅本君からの発言の取消し申出を許可することに決しました。

なお、本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）それでは、通告に従いまして一般質問を行います。7人回ってくるのはめったとなかったことなのですが、最後までお付き合いをよろしくお願いいたします。

それでは、3項目ございます。

まず一つは、加齢性難聴者補聴器購入補助制度と認知予防についてでございます。

加齢性難聴になると、生活の質の低下や地域での孤立などにつながります。「耳の聞こえの問題でコミュニケーションがうまくいかない」、「聞こえていないのに聞こえたふりをして、相手に不快な思いをさせていないか考えると気になる」、「家族との会話でも聞こえないのでしんどくなる」という声がよく聞かれます。

こういった市民の声がありますのでこんな質問するんでありますが、実は、国立長寿医療研究センターで研究を進めてきた、佐治直樹氏（もの忘れセンター副センター長）は、東京都健康長寿医療センター、そしてまた鹿児島大学、久留米大学、名古屋女子大学、一宮医療療育センターと協力し、地域在住高齢者の住民健診データ（北海道八雲町、東京都板橋区、鹿児島県垂水市での健診データ）を統合して、難聴は認知機能の低下と強く関連することを見いだしました。

そしてまた、国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が認知症における最大のリスク要因が難聴であることを2017年、そして2020年に指摘したように、加齢性難聴と認知症との関連が医学的にも国際機関でも解明されてきています。

それとまた、全日本年金者組合中央本部の

調査によると、2025年、今年度4月15日現在、41都道府県の386市町村で補聴器購入補助制度が実施されており、和歌山県では和歌山市、有田市、新宮市、紀美野町、すさみ町、印南町の6市町で実施されています。加齢性難聴の進行による認知機能の低下を防ぐために、本市でも補聴器購入費の助成制度の実施を進めていただきたいということをくれぐれもお願いしたいということで、見解をお聞きしたいと思います。

大きな項目二つ目なのですが、大学卒業後の奨学金返還助成制度です。

現在、大学を卒業すると同時に、奨学金の返済という数百万円の借金を背負って社会に出る若者がたくさんいます。この経済的負担を軽減するため、奨学金の返済を支援する自治体が全国に広がっています。

2015年度では5県97市町村だったのが、2024年度では47都道府県816市区町村で、全自治体の半数近くなりますが、助成制度を実施されております。山形県では、全自治体35市町村で返還制度が実施されています。

和歌山県において、2016年度より助成を実施し、県内の市町村では、和歌山市は2017年度から実施され、紀の川市と海南市は2020年度から実施され、有田市は2021年度から実施、岩出市と紀美野町は2023年度実施、新宮市は本年、2025年度実施ということで、県下7市町で奨学金助成制度が実施されております。返還支援額は、助成制度を実施している自治体で違いがありますが、返還額の3分の1、また、2分の1とか3分の2の割合で指定しておりますが、別途上限額を決めております。

本市でも、将来へ希望を持って社会人となった若者への支援策として、奨学金返還助成制度をぜひとも本市でも実施していただきたいということを提案申し上げて、見解をお聞きしたいと思います。

三つ目ですが、すごく市民の間から声をよく聞いております。私たち日本共産党が行ったアンケート調査には、子育て中の市民の皆さんから切実な声が寄せられています。「電気、ガス代の高騰が家計を圧迫している、食料品も値上がりし、まだおむつの子どももいるが、収入が上がらない中で出費がかさんで大変」、「子どもが2人おり、このところの物価高と教育費の負担が辛い」、こんな声をあちこちで聞きます。こんなように、子どもが成長するに従って、教育費等を含めて、家計への負担は重くのしかかってきます。

様々な税金や社会保険料の中で、負担が重いのが国保税です。もともと高い国保税ですが、特に均等割は所得が減った世帯にも負担が重くのしかかっています。本市の場合、生まれたばかりの乳児にも2万1,200円の保険料（令和7年度）が発生します。均等割は、家族一人ひとりに均等に税金が課せられるので、ゼロ歳児を含めての子どもの多い家庭ほど国保税が高くなっていきます。

国保税の均等割は、未就学児までを対象として公費で5割を負担する制度がありますが、子育て支援策としては不十分と言えませんか。子どもの均等割は、子育て支援や貧困対策に逆行するものです。

全国の自治体では、子どもの均等割を減免して子育てを応援する施策が広がり始めています。本市においても、ぜひ子どもの均等割を減免するよう取り組んでいただきたいということで、見解を求めたいと思います。

どうぞ明快なご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君の質問項目1、加齢性難聴者補聴器購入補助制度と認知症予防に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君） 加齢性難聴者補聴器購入補助制度と認知症予防についてお答えします。

認知症の予防に関する研究は、近年、世界中で行われています。そのうち、世界的に権威のある医学雑誌ランセットが主導するランセット認知症予防・介入・ケア国際委員会では、以前より難聴と認知症の関係を報告しており、最新の研究結果においても、引き続き、難聴は認知症の修正可能なリスク要因のうち最も影響力の大きな要因として挙げられています。

その背景には、難聴がある場合、社会的孤立や鬱病、環境刺激の減少などが重なって、結果として認知機能に影響を及ぼすことが考えられます。

また、認知症リスクに対する補聴器の有効性に関する研究も様々行われており、有益性を示す結果も報告されています。

このような難聴と認知機能の関連性に関する知見を踏まえ、本市として、認知症予防と加齢性難聴者の生活の質の向上を目的に、補聴器購入に対する補助制度の構築に向け、今後先進地の事例の調査・研究などに取り組みます。

また、補聴器に関しては、正しく購入・使用していただくことが大切であることから、その旨の周知啓発についても併せて取り組みます。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君） そしたら、一点目にまずお聞きします。

まず初めなんですが、本市の介護事業において、認知症疾患も含めた多種多様な障がいをお持ちの方がたくさんおられます。介護ケアで大変なご苦勞をされている関係者の皆

さんには、改めてこの場でお礼を申し上げたいと思います。これからどうぞケアに対して、よろしくお願ひしたいと思います。

それで質問ですが、国の補聴器購入への補助は、身体障害者手帳を交付される高度・重度難聴の場合には、支給制度が国ではございます。高度・重度難聴とはどういうことかといいますと、両耳の平均聴力が70デシベル以上とされていますが、身体障害者認定の基準は、世界的にはレベルがこれは高いと言われているんです。WHO（世界保健機関）の基準では、何デシベル以上が補聴器を使うことを推奨されているかご存じでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）世界保健機関（WHO）では、41デシベル以上の難聴者に対して、補聴器の装用を推奨しているというように認識しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、部長がおっしゃったように、世界的には41デシベル以上なんです、補聴器を推奨されているのは。ところが、日本は70デシベル以上ということで、それも身体障害者手帳が発行されていなかったら国からの補助はないと。私は難聴6級ということで対象になっているんですが、かなり重度でなかったら補助がないということでもあります。

それで、私、先日調べたんですが、余談かも知れませんが、どれだけ日本が遅れているかと言いますと、日本は平均、ネットで調べた情報なんで何ですが、他国と比べて難聴者の率が非常に多いということで、1,430万人と、この資料によると世界で3番目ということで、ところが、補聴器を利用している方は、日本ではあんだけおるんですが、200万人ですということで、この資料によると世界で

は最下位と。難聴者が多いんですが、補聴器を使っている人が13.5%と、日本はかなり少ないということでもあります。

こんなことで、世界保健機関は41デシベル以上の方には補聴器を勧めているんですよね。そういう意味では、日本は遅れているということをお初めに認識していただきたいと思います。

二つ目にお聞きします。国立長寿医療研究センターの調査によると、日本に居住する65歳以上の高齢者3,400万人の約半数、1,500万人に難聴の状態の方がおられると言われているんです。65歳以上で急増していく状況で、70歳前半では、男性の方で約5割、女性の方で約4割と、70歳代後半になると男女とも7割、80歳代になると、男性が8割、女性の7割が軽度以上の難聴になってくるという報告を聞いております。

本市においても同様であります。高齢化が進む中で、難聴者がますますこれから増加していくでしょう。冒頭で言いましたように、コミュニケーションがうまくいかない、聞こえたふりをして相手に不快な思いをさせる、家族との会話もしんどくなる、これは私も体験していることで、本当にそのとおりであります。

難聴であることで大変つらい思いをしている方は、本当に少なくありません。そういったつらい思いをされている難聴者の皆さんからどのような声を聞いておられるか、少し聞いておられる声がありましたらお聞きしたいんですが、本当になかなかご本人から、自分は難聴であるということであまり人にしゃべったりはしないと思うし、補聴器をつけることも躊躇する方も少なくないと思いますが、難聴であることでかなりつらい思いをしている方は本当におられると思うんですよ。そういうことで、介護の関係の仕事に携わってい

る方もそんな声を聞いていただけることがあったら、少しばかり、あったらお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）いきいき健康課、地域包括支援センターにおきましては、高齢者の日常生活の困り事ということについて、日々、相談のほうを受けてございます。その中で、例えば電話やテレビ、会話が聞き取りづらいであるとか、説明が聞き取れずに手続きをする際に困っているんよとか、そういった内容の相談でありますとか、ご家族のほうから、ご本人がせっかく補聴器を購入しているのに、結局つけないで放置しておいて、家族間のコミュニケーションで取りづらさがあって困っているというような相談が窓口であるというのは、担当のほうから私、聞いたことがございます。

ただ、今申し上げました事例、どのケースにおきましても、ご本人さまもしくはご家族さまが難聴であること自体に対しての相談ということで、先ほど申しました窓口に来られるというよりも、生活とか介護に関する困り事とか、問題でご相談にこられた際に、いろいろとお話を窓口で聞かせていただく中で、そういえばこういうことがあるんよというような感じで、申し上げたような話題が出てくるというような話で、報告というので、私は聞かせていただいております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。

ご自分からなかなか口に出しておっしゃる方は多くはないと思いますが、本当に気持ちの上でしんどくなっている方も少なくないと思います。私も当初そうでしたので、ぜひいろいろと機会がありましたら、率直な気持ちの声を直接聞いていただきたいと思います。

そしたら、三点目なんですけど、こんな話がありまして、今年の3月1日なんですけど、那賀医師会主催の第49回市民公開講座というのがありまして、そのテーマといいますのは、

「補聴器は豊かな人生を作ります」という大きなテーマでありまして、講演の表題は、「朝から晩まで補聴器を使うことで、認知症予防にもなります」というふうなテーマで講演されたことがあったと聞いております。

そんなことで、那賀地域では医師会が積極的に市民を対象にした補聴器と難聴の関連について啓発活動を行っていることを耳にしましたので、それで、伊都地域でもこのような市民の公開講座、補聴器と難聴の関係を市民の皆さん方に教授して知っていただくような市民講座、開けていただけないかなという、伊都医師会にも働きかけしていただけたらうれしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）ただ今の申入れについてでございますけれども、例えば、伊都医師会のほうも加入してございます橋本保健医療圏の在宅医療・介護連携推進協議会、そういうのがあるんですけども、こちら、定期的に事務局会議などを開催してございますので、そのような場で提案、要望をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ぜひ、那賀の医師会でそんなのをされているので、市民的な、そういう難聴と補聴器の関係というんか、すごく関連があるんだなということで、市民意識として広がればと思いますし、難聴であることで補聴器をつけるのが恥ずかしいとか、そういうことのないような雰囲気をつくっていくことにも、ぜひとも市民講座を開催していた

だきたいと思います。

それで、四つ目をお聞きしたいんですが、こんなことがありまして、埼玉県和光市なんですが、ここの和光市の市役所、健康部健康支援課というのがございまして、ここではこんなことやっております、聞こえのチェックリストというのを作成しまして、これは日本補聴器工業会が作成したものらしいんですが、市民に活用してもらって、自分でできる聞こえの健康チェックというのを推進しているんです、この市役所では。

そのチェックリストを少し申し上げて、長いんですが、どんなチェックリストかといいますと、11項目もありまして、一つは、会話をしているときに聞き返すことがよくある。二つ目に、後ろから呼びかけられると気がつかないことがある。三つ目に、聞き違いが多い。そして、見えないところからの車の接近に全く気がつかないことがある。それとまた、話し声が大きいと言われる。集会や会議など数人の会話でうまく聞き取れない。電子レンジのチンという音やドアのチャイムの音が聞こえにくい。相手の言ったことを推測で判断することがある。騒音の多い職場や大きくうるさい音のする場所で過ごすことが多い。家族にテレビやラジオの音量が大きいと言われることがある。こういったことが難聴ではないのかなと思われる症状なんです、この今言いました11項目、これに幾つチェックがありますか、チェックしてもらいますよね。その数が0個から2個でもありましたら、問題ないと思われそうですが、定期的に耳の検査を受けてくださいねという判断ですって。三つから四つチェックがありましたら、一度耳鼻科の専門医に相談してはいかがでしょうか。五つ以上ある方は、できるだけ早いこと耳鼻科に受診することをお勧めしますと、こんなふうな判断基準をつくって、チェックリスト

を書いてもらっておるようです。いろいろな機会を使っているとは思いますが、このチェックリストを私が申し上げたいんですが、関係部局の窓口のところですね、本市の。関係する窓口のところに置えるところに置いて、一度チェックしてみませんか、そんなことをしていただけたらと思うんですが、どうでしょうかという質問です。

もう一つは、「広報はしもと」に今申し上げたこのチェックリストを載せていただいて、ご自分でチェックしてみたいかということです。これも掲載していただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）おたのしのチェックシートについてでございますけれども、先ほどご紹介いただきました中でもございましたように、チェックをしていただいたその数で、耳鼻咽喉科、専門医のほうを受診することというような内容だったと思います。

先ほど壇上でお答えさせていただきました今回のご提案に対しましてのところの中でも、補聴器に関しては正しく購入・使用していただくことが大切であることからということで、その旨の周知啓発も併せて取り組みたいというふうにお答えさせていただきました。その内容にも沿った形なのかなというふうにも思います。認知症予防であるとか、フレイル予防に効果的なものであるというふうにも思いますので、本市においてもその内容について検討、作成させていただいて、今ご提案いただきました関係部局の窓口であるとか、あと、広報紙というところでございましたけれども、検討させていただく中で、ホームページであるとか、広報紙の「きらり」など、そういった場での周知、活用というところを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ありがとうございます。

一番目につくのはやっぱり「広報はしもと」に掲載していただいて、ご自分でいっぺんチェックしてみませんかというのが、目についたらしていただけるんで、こういうなんも活用しながら広報を広げていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それともう一つ、そしたらお聞きします。近隣の自治体で、岩出市では、私が聞いたところで3月の議会で、加齢性難聴者に対する補聴器の購入補助制度というのをある議員が質問されたんですが、早速、6月議会で1人2万円の補助で僅かですが、30人対象で60万円という予算を組んだらしいんです。この金額を聞いて私もびっくりするんですが、私、思うのは、そういう質問があつて市のほうで受け止めるという、市民に対して市のほうは考えてくれているんだなと思っていただける姿勢を示したという意味で、この岩出市はすごく参考になるかと私は思っているんです。金額が少ないということなんですけども、そういうことが私は一番まず大事で、質問した議員もすごく喜んでいらっしゃるんです。

だから、金額の問題じゃなくて、まずは市民の皆さんに補聴器購入で市も一生懸命考えてくれているということ、そういうことを見ていただくためにもすごく大事なと思うので参考に申し上げたんですが、かつらぎ町でも町長から、実施に向けた取り組みが必要になると認識していますという答弁もされたそうです。

全国各地、近隣自治体でもそういうことで、補助を出していこうという、こういう流れになってきているように私はすごく思いますので、本市でもぜひ難聴で困っている皆さんに

補聴器の補助制度を実施いただきたいと思います。わけでありませう。

本市では、先ほど答弁がありました認知症予防と加齢性難聴者の生活の質の向上を目的に、補聴器購入に対する補助制度の構築に向け、今後、先進地の事例の調査研究等に取り組みますという答弁を頂きましたので、すごくうれしく思っているんですが、先進地の事例の調査研究に取り組むということなんですが、もうちょっとそういう意味では具体的にどういうふうな取組みをされる、研究をされるんか、調査をされるんか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

今回、一から制度を立ち上げていくということになりますので、先ほどお尋ねの中にもございましたけれども、補助対象者でありますとか、補助金額をはじめまして、申請に係る一連の事務手続きについてきちんとまとめて、要綱として定めていかなければ事務手続き上なりません。その中で、先ほどもお答えさせていただいたんですけれども、今回の補助制度の立ち上げというのは、認知症予防という観点からの補聴器購入の補助でございますので、購入したけど合わないから使わないであるとか、結局、購入してすぐに部屋の片隅に置きっ放しということにならないように、うまく認知症予防、介護予防につながるような制度設計というんでしょうか、そういうのをしたいというふうに考えていますので、先進地の取組み事例というのをいろいろと調査させていただいて、参考にさせていただきながら取り組みたいというところで答弁させていただきましたので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君） 6 番 高本君。

○6 番（高本勝次君）ありがとうございます。

本当に本市でも、すごく私自身が補聴器をつけているから思うんですけど、よく聞きます。困っておられる方が多い。やっぱり補聴器が高いということで、ひとつ今先ほども繰り返し答弁されているんですが、買ったけども片隅に置いている、たんすに置いているかということ、あることはあると思います。

私、ネットで見たところによりますと、高齢になってから補聴器をしようするとそうなるらしいんです。海外では、若い間から補聴器を使うとそういうことにならないように結果が出ているらしいですよ。だから、早く補聴器を使うことによって、そういうことにならないように書いておりましたんで、早いうちに補聴器、難聴の方は早くつけていただくということが大事なそうでございますので、本市でもぜひ実施していただけるようお願いしたいと思います。

私も含めてですけど、難聴であることが、私もそうなんです、さきに言いましたが、すごく会話をするのがしんどいです。本当に聞こえていない、聞き返すことが気になるというか、聞き返すこと、気を使って聞き返せない。聞いたふりをするのもしんどくなる。聞こえていないのに聞いたふりをするのは失礼なんですけど、やっぱり難聴ということは本当につらい。目が見えないのは余計につらいでしょうけど、耳が聞こえにくいのはものすごくしんどいんですよ。だから、そういう意味で年が行くと自然と、高齢になると難聴の方が多いので、本当に市のほうでそういう補助を少しでもしてあげて、いっぺんにいなくても、少しずつ援助の手を差し伸べていただけたらと思いますので、ぜひとも実施に向けての施策を進めていただけるようお願いして、一つ目を終わります。

○議長（田中博晃君） 市長。

○市長（平木哲朗君）実はいつ答えようか、いつ答えようかと思っていたんですけど、なかなか答えるタイミングがなくて、私ももう終わっちゃったと思って今慌てて手を挙げたんですけど、実は前部長のときに、医学的見地がきちっと証明されたら市としても導入を考えますよという答弁を高本議員にさせていただいています。今、認知症になるというふうな医学的なところも分かりましたので、一旦答弁してあることを無視することもできませんので、認知症リスクを減らしていくということもこれから大事なことで、補聴器をつけることによって認知症機能が少しでも、認知症になる人が減っていくのであれば、市としても支援をしていきます。

部長が答えたように、制度設計であるとか、いくらにするのかというのを検討させてもらって、遅くとも令和 8 年度予算に載せていきたいと思います。10月に実施計画をやりますので、そのときにどこまで補助をするのか、どこまで対象にするのか、どういう制度設計にするのかというのを秋までに検討をさせていただいた上で、予算付けをしていきたいと思いますので、もう少しお待ちいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君） 6 番 高本君。

○6 番（高本勝次君）ありがとうございます。ぜひ市長、よろしくお願い申し上げます。

一つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目 2、大学卒業後の奨学金返還助成制度に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）大学卒業後の奨学金返還助成制度についてお答えします。

奨学金返還助成制度は、令和 2 年 6 月 1 日

付で総務省自治財政局長より都道府県知事及び指定都市市長宛てに通知のあった、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱についてに基づくものです。

制度としては、まち・ひと・しごと創生法に規定されている総合戦略として位置付けられた取組みである必要があります。令和3年9月議会において2番議員からも同様の質問を頂き、本市においても、大学進学を機に多くの若者が市外へ転出する状況が続いているとともに、誘致企業をはじめとする市内企業でも人手不足が懸念されていることから、制度について調査と検討を進めてまいりますとの答弁をしています。

奨学金返還助成制度を実施する和歌山県を含む八つの自治体に実施状況を確認したところ、いずれの自治体も産業を支える人材確保と定住促進を図るための支援制度として実施されており、助成額の上限が100万円から150万円と比較的大きな助成制度として運用する和歌山県・和歌山市・海南市・岩出市では、その助成額の3割から5割を企業に負担してもらうものが多く、企業の負担感から各自治体とも実績が少ない状況であったことから、本市においても導入に至っていない状況です。

また、紀の川市・有田市・紀美野町・新宮市においては、主に定住促進の観点から制度を導入しており、年間上限金額を設定した上で企業負担なしの交付となり、その効果検証は十分に行われていない状況であることを踏まえつつも、申請件数が増加しているということを確認しています。

現在、本市では、若い世代や子育て世代への支援策として、橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金や橋本市結婚新生活応援補助金を実施しており、関東圏から地方へ呼び込むための橋本市移住支援金制度や、新たな取組みとして昨年度から始まった橋本市地方就職学生

支援金制度を実施しています。

このことから、まずはこれらの事業の効果検証をした上で、導入について検討したいと思います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、はじめに一つお聞きします。

まず、お尋ねしたいんですが、全国の自体数約1,700のうち、半分は超えていませんが、半数近くの816市区町村が奨学金返還助成制度を実施しております。10年前の97市町村の約8倍にもなっております。これだけ広がってきているわけなんです、こういった状況から考えて私、今回この質問をさせていただいたんですが、全国的にはこれほど大学を卒業して社会に出てから、まずは10年、15年と、奨学金返済で苦勞しておられる若者は少ないと思うんです。そういう意味で、全国的に816市区町村が実施しているということは、紛れもなく何とか支援してあげようという姿勢の現れだと思うんです。

そういう意味で、こういう状況、これだけ広がっているという状況を本当にどのように認識されてご覧になっておられるのか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

大学進学をしたいという本人さまの希望によって大学に進学されて、当然、学費については奨学金を借りて行かれるという方は多いのであろうということは認識をしております。その上で奨学金返済に関しまして、就職が決まってからも何十年かけて返済していくという方も多いのであろうなという認識はしている状況でございます。

ただ、本市におきまして、先ほど壇上で申し上げました、雇用対策についてそういうことを国からの文書も出されておるわけなんですけども、本市としましては、2番議員から以前、令和3年の9月議会でも頂いておりますとおり、まだ雇用対策について、結構、まずは市内の事業者とか当たる方について何ができるんかというところを調査に入った段階でございます。このことから、必要性は十分あるかなというふうに考えておるんですけども、現在はまずは実態を捉えるというところで動いていきたいというふうに考えておりますので、現在のところ導入については考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたらお聞きしたいんですが、今、部長も答弁されたんですが、若い世代や子育て世代への支援策ということで、先ほど四つほどこういう施策をしますよということでおっしゃったんですが、若者の定住につながる施策ということは十分分かるんですが、大学を卒業して働き始めてから何年も何年も奨学金の返済で苦労し、将来の生活設計がなかなか成り立ちにくいという状況は確かにあるのではないかと思います。そういう意味で、奨学金返還助成制度というのはそういった人たちから待たれると思うんですが、少しでも支援する方法がないのかと思ったりもするんですが、前向きな答弁をぜひしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

非常に答えにくいところなんですけども、確かに先ほども申し上げましたとおり、学生が負担に感じているというか、働く方が負担

に感じている奨学金の助成について効果的じゃないかということについては、そのようにも思います。ただ、本市としましては、先ほども壇上で言いましたとおり、転入促進対策の一環で、橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金等の施策を現在行っているところでございます。まずはこの事業をしっかりと周知、それから実施をさせていただきまして、まず取り組んだ上でそこを検証、まずはしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それはよく分かります。その気持ちは分かるんですが、先ほど答弁していただいた、結局、関東圏からこっちへ、橋本市へ変わってきたときに、いろいろ補助の制度が、支援制度があるということなんですが、大学といっても東京の大学へ行くのもあるやろうけど、関西の大学に行かれる方がかなり多いと思います。だから、東京圏、関東圏から来られた方にはそういう支援の制度を設けられるのはよく分かるんですが、関西圏の大学へ行かれる方も多いで、次、いろいろ計画される、施策をつくるときにそういうところを踏まえて、これは関東圏からこちらへ来たときに、橋本市に来たときに、そういう支援の制度があるというのは今言いましたように分かるんですけども、それはそれで、帰ってきていただいてこちらで働いていただくということは分かるんですが、正味やっぱ関西の大学に行かれておられる方もかなり多いかと思うんです。だから、そうしたところの人たちに対しても補助の手を差し伸べていただきたいと思いますので、ぜひその辺の制度をつくっていただけるように、今後検討してくださるようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

先ほど私が答えさせていただいた内容というのは、移住施策全般の話、転入夫婦というのでも夫婦で転入してこんと住宅施策というのは成り立たんので、今多分、高本議員がおっしゃったのは、関東から地方へ就職された学生がおった場合に、その交通費とかを支援する制度というのは既にございます。確かに、これは関東圏からこっちへ来られた場合というふうになります。関西圏でも、それ以外のところでも、学生が就職していてここに就職する場合もあるんじゃないかということに関しましては、確かにそう思いますので、それも含めて今後、今は関東圏から来た場合が補助金の対象というか、国費の対象になるのでそういうふうにさせていただいてるんですが、その辺についても今後検証し確認した上で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。

そしたら、二つ目の質問を終わりますので、部長、くれぐれもまた考えて、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、国民健康保険税の子どもの均等割減免に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）国民健康保険税の子どもの均等割減免についてお答えします。

国民健康保険は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、保険給付等に要する費用を被保険者の負担能力と受益の程度に応じて負担する保険税によって賄うことを基本としている

ことから、市町村においては国民健康保険法や地方税法に基づき、世帯の負担能力に応じて賦課する所得割と受益の程度に応じて賦課する被保険者均等割と世帯別平等割との合計によって算定することと定められています。

とりわけ均等割は、被保険者の多い世帯は被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きく、それに見合う保険税のご負担をお願いするのが合理的な考え方と捉えています。

国民健康保険の子育て世帯への支援については、令和4年度から未就学児の均等割額の5割を国の公費負担により軽減しています。

また、令和6年1月1日から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられています。

議員おただしの子どもの均等割減免に対する取組みについてですが、現行の国民健康保険制度では、軽減により不足する財源は他の国保被保険者が負担することとなり、負担が増える他の国保被保険者の理解が必要なことや、現在県下統一保険料に向け調整中であることから、市の単独事業として均等割の軽減などを行うことは難しいと考えます。

市としては、これまでも子育て支援策として、子どもに係る国民健康保険税均等割の軽減や免除のさらなる拡充と、その補填について全額国庫負担で行うことを全国市長会を通じて国に対し要望しているところですが、今後も継続して要望してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、はじめにお聞きします。

一つ目、私の質問は子どもの均等割という

ことで、未就学児じゃなくて子どもの均等割の減免を求めているんですが、例えばですが、未就学時のみ今現在、国からの補助で5割という減免をされているんですが、未就学児のみの均等割を減免した場合と仮定したら、対象となる人数と予算はどれくらいかかるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）令和6年度の当初時点の対象者数となるんですけれども、未就学児の均等割5割軽減の対象となりますのは158世帯、218人というふうになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。

それの一つ、未就学児の均等割を減免できたらと、少なくともこれは実施していただきたいなと思っております。

それでは、続けて申し上げます。国民健康保険税の子どもの均等割減免についてなんですが、実施している自治体を幾つか調べてみました。どの自治体も当然、財源の問題はついて回ります。そこで、子育て支援に対する施策として、また、市内の若い世代が安心して住み続けてもらうためにも、子どもの均等割減免を実施する施策が必要ではないかとすごく感じております。市の単独事業ということはよく分かります。均等割の軽減等を行うことは難しいということではありますが、子どもの均等割減免について実施している自治体が現に全国で広がり始めているという状況ですが、それを見まして、本市では今ご答弁いただいた難しいいろいろな条件があるかとおっしゃっているんですが、今後、若い世代の人たちが、橋本市内で子どもができるたびに税金が上がるなんておかしなことだなと感覚的にすごく思いますので、子育て世帯の施策と

して、支援として、何とかこれを実施できるように持っていったほしいなと思うんですが、そういう意味では今後それを考えていこうとする調査をしたり研究していくような考えは、今現在持ってられるんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）調査研究というところでのおたがしでございますけれども、私の認識といたしましては、自治体でされているところ、調べたわけではないのであくまでも私の想像という形になってまいるんですけれども、例えば国保特会の持っている特会の基金、そちらのほうにまだ残高等があって、その基金を活用して軽減できるというところの自治体であるならば、そういうことも可能なかなというふうには一定思います。

というのが、国保特会の制度自体におきまして、その国保特会の歳入、国保税であるとか、あるいは法定内の繰入れ、国費・県費交付金関係、そういうことの歳入で歳出を賄っていくというのが大原則でございますので、今、議員おたがしのそういう子育て支援の施策という一環で、例えばその軽減を行って、それを一般会計から何かしらの手段をもって特会のほうに繰り入れるということになりましたら、これは法定外の繰入れということになりまして、国のほうからペナルティーという形で、例えば努力支援の交付金の減額であるとか、現在、県のほうでも保険料の統一化というので進んでございますので、県のほうも国からペナルティーを受けるという形にもなってまいりますので、かなり影響が大きいという形になってまいりますので、そういったところから壇上の答弁でも申し上げましたとおり、現在、本市において国保特会基金というのが枯渇している状況でございますので、もし仮にそういうふうな形をするというふう

になれば、他の被保険者さまの負担を上げさせていただくというような形になるということと、統一化という今の現在の流れの中で難しいという形で、あとは引き続き、国等に要望させていただくという形での考えでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）答弁でもありましたように、これは全国の知事会や全国市長会からも繰り返し要望されているという課題であります。それを繰り返しやっていることから、国は半額無料ということに流れが変わってきているので、やっぱり諦めずに繰り返ししていかなあかんと思いますので、市長のほうもそういうことで取り組んでいただいておりますので、希望としては早いこと何とか国が動けという気持ちは思いますが、何かご意見がありましたらお聞きしたい。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

非常に難しい問題です。当市ももう基金を使い果たして、保険料を上げた。今、県の統一保険料も9年度からスタートするという話が11年度に変わりつつあって、今後、私らもどこまで保険料を上げていかなあかんのかという問題も考えていく必要があります。できるだけ基金をためたいんですけども、現状はなかなか基金をためる状況でもありませんし、子どもを安くしてほかの人のところから高く取るというのは、平等性からいうと非常に難しい問題もあります。

引き続き市長会でも、今年も要望を上げさせてもらっています。結局、社会保障、この国民健康保険制度自体をどれだけ国がお金を入れるかというところしか解決の仕方がない

のかな。国保の被保険者の方も増えることはない。これから減っていくばかりになって、団塊の世代も後期高齢者医療のほうへ全部変わっていくので、その辺も含めて、これから高本議員が言われるように要望はしっかりとしていきたいと思いますし、また、県のほうへも働きをさせてもらいながら、進めて取り組んでまいりたいと思いますので、現状はなかなか基金も使い果たした中で、できるだけ保険料を抑える努力はしますが、難しいというのが現状ですので、早く統一保険料になってしまえばいいんですけども、また延びるような話もあります。そういう中で国保の皆さんの負担が少しでも軽くなるような努力はしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。市長、どうぞよろしくお願いします。

全国市長会で、先ほど言いましたように、何度も何度も、ずっと以前から要望を国へしてくることから、やっと国が5割出すということになったので、市長も大変ですけども、全国市長会先頭に立って国からの補助、あと5割残りしていただけるように頑張っていたらと思いますので、私、議会としてもバックアップしながら運動をしていかなあかんと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（田中博晃君）6番 高本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明6月18日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこれにて延会いたします。

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんの
で、そのように決しました。

（午後 4 時55分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 博 晃
6 番 議 員 高 本 勝 次
16 番 議 員 土 井 裕美子